

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課（室）名
◎ 規 則	
○長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	医療人材対策室
○長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・指定公金事務取扱者の指定	税 務 課
○長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正	県民生活環境課
・都市計画事業の事業計画の変更認可（4件）	水環境対策課
・介護支援専門員実務研修受講試験実施機関の指定	長寿社会課
○長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正	こども未来課
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産業政策課
・長崎県知事管理漁獲可能量	漁業振興課
・定置漁業の免許	"
○長崎県水産業振興資金貸付要綱の一部改正	水産経営課
・長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定の訂正	監 理 課
・道路の区域変更の取消し	道路維持課
・道路の区域変更（14件）	"
・道路の供用開始（18件）	"
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経営支援課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁業振興課
・土地改良区の清算人の退任	農村整備課
・開発行為に関する工事完了	建 築 課
・開発行為に関する工事完了公告の一部訂正	"
・落札者等	物品管理室
◎ 教育委員会規則	
○長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	高校教育課
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	"
◎ 長崎県病院企業団条例	
・長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	長崎県病院企業団
◎ 長崎県病院企業団規程	
・長崎県病院企業団組織規程の一部を改定する規程	長崎県病院企業団
・長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程	"

◎ 正 誤

・ 令和6年3月22日付け長崎県公報第11300号中

都 市 政 策 課

規 則

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第17号

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則（平成24年長崎県規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前						
<p>(返還免除)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条第1号の知事が指定する期間は、研修資金の貸与を受けた期間（以下「貸与期間」という。）の1.5倍に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）以上第2条の知事が指定する県内の公的医療機関等の職員（専門研修修了後2年を経過するまでの間に当該医療機関等の職員となった者に限る。）として在職した期間とする。ただし、<u>別表第1の甲</u>の公的医療機関等に1年以上勤務した場合は、必要勤務期間を貸与期間に相当する期間とすることができるものとする。</p> <p>(在職期間の計算)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定による在職期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した月において、再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">小児科・</td> <td style="width: 15%;">甲</td> <td style="width: 70%;">長崎県島原病院 長崎県五島中央病院</td> </tr> </table>	小児科・	甲	長崎県島原病院 長崎県五島中央病院	<p>(返還免除)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条第1号の知事が指定する期間は、研修資金の貸与を受けた期間（以下「貸与期間」という。）の1.5倍に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）以上第2条の知事が指定する県内の公的医療機関等の職員（専門研修修了後2年を経過するまでの間に当該医療機関等の職員となった者に限る。）として在職した期間とする。ただし、<u>離島地域の公的医療機関等に1年以上勤務した場合は、必要勤務期間を貸与期間に相当する期間とすることができるものとする。</u></p> <p>(在職期間の計算)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定による在職期間を計算する場合において、<u>当該期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしたときの在職期間の計算については、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>育児短時間勤務をした月は、その月数の合計に1週間当たりの実際に勤務した時間数で乗じて得た月数を、1週間当たりの通常の勤務時間数で除して得た月数とする。</u></p> <p>(2) <u>前号の規定により算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>(3) <u>育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月とする。</u></p> <p>(4) <u>育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該月は、在職期間から控除するものとする。</u></p> <p>3 第1項の規定による在職期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した月において、再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">小児科・</td> <td style="width: 15%;">離島地</td> <td style="width: 70%;">長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院</td> </tr> </table>	小児科・	離島地	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院
小児科・	甲	長崎県島原病院 長崎県五島中央病院					
小児科・	離島地	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院					

産婦人科		長崎県上五島病院 長崎県杵岐病院 長崎県対馬病院 長崎県上対馬病院 <u>平戸市民病院</u> <u>こども医療福祉センター</u> <u>佐世保市総合医療センター (産婦人科)</u>	産婦人科	域	長崎県杵岐病院 長崎県対馬病院 長崎県上対馬病院
	乙	長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなとメディカルセンター <u>佐世保市総合医療センター (小児科)</u> 諫早総合病院 佐世保共済病院 (産婦人科)		離島地域以外	長崎県島原病院 平戸市民病院 長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなとメディカルセンター 佐世保市総合医療センター
略			略		
精神科	甲	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県杵岐病院 長崎県対馬病院 <u>こども医療福祉センター</u>	精神科	離島地域	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県杵岐病院 長崎県対馬病院
	乙	長崎県精神医療センター 精神保健福祉センター 長崎医療センター		離島地域以外	長崎県精神医療センター 精神保健福祉センター <u>こども医療福祉センター</u> 長崎医療センター
総合診療科	甲	長崎県島原病院 長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県杵岐病院 長崎県対馬病院 長崎県上対馬病院 <u>平戸市民病院</u>	総合診療科	離島地域	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県杵岐病院 長崎県対馬病院 長崎県上対馬病院
				離島地域以外	長崎県島原病院 平戸市民病院
脳神経外科	甲	長崎県島原病院	脳神経外科		長崎県島原病院 済生会病院 長崎大学病院 長崎医療センター 川棚医療センター 長崎みなとメディカルセンター 十善会病院 佐世保市総合医療センター 長崎労災病院 諫早総合病院
	乙	済生会病院 長崎大学病院 長崎医療センター 川棚医療センター 長崎みなとメディカルセンター 十善会病院 佐世保市総合医療センター 長崎労災病院 諫早総合病院			
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
小児科・産婦人科		長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなとメディカルセンター 佐世保市総合医療センター 諫早総合病院 <u>佐世保共済病院 (産婦人科)</u>	小児科・産婦人科		長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなとメディカルセンター 佐世保市総合医療センター
略			略		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第18号

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年長崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章～第9章 略 第10章 雑則（第101条— <u>第105条</u> ） 附則 （知事の事務の委任）	目次 第1章～第9章 略 第10章 雑則（第101条— <u>第103条</u> ） 附則 （知事の事務の委任）

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、別に定めのあるもののほか、県央振興局長に対し、その所管に係る次の事務を委任する。

(1) 略

ア 略

㍿ 1件の設計額（入札に付する額をいう。以下この項において同じ。）が5億円以内の工事の起工（指名業者の選定を含む。）及び予定価格の決定

(イ)～(ウ) 略

㍾ すでに起工が決定された工事の1件の設計額（設計変更後の額を含む。）が5億円未満の支出負担行為及びこれに伴う支出命令

イ アを除く費用で予算の執行を伴う事項の決定並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令

ウ ア及びイに掲げる以外のもので既に執行が決定されたものに係る支出負担行為及びこれに伴う支出命令

(2) 固定資産の取得に関すること。

(3) 略

(4) 現金取扱員の任免に関すること。

（企業出納員）

第4条 略

2 前項に規定する水環境対策課の企業出納員が常時保管することができる現金の限度額は、20万円とする。

3及び4 略

（企業出納員への委任）

第5条 知事は、事業に係る次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。

(1) 略

(2) 物品の出納及び保管に関すること（水環境対策課の企業出納員に限る。）。

（現金取扱員）

第6条 事業所の業務に係る現金の出納に関する事務を取り扱わせるため、水環境対策課に現金取扱員を置く。ただし、水環境対策課長が必要でないとき、これを置かないことができる。

2及び3 略

（物品取扱員）

第7条 水環境対策課に、物品取扱員を置く。

2 略

（企業出納員の職及び氏名の通知）

第9条 水環境対策課長は、同課の企業出納員（第4条第3項に規定する企業出納員の職務を行う者を含む。以下本条において同じ。）の職及び氏名をあらかじめ、出納取扱金融機関に通知しておかなければならない。

2 水環境対策課長は、同課の企業出納員に異動があったときは、そのつど異動年月日その他必要な事項を、出納取扱金融機関に通知しなければならない。

3 水環境対策課の企業出納員は、その使用する印鑑の印影をあらかじめ出納取扱金融機関に送付しておかなければならない。印鑑を変更したときもまた同様とする。

（帳簿の種類及び保管）

第16条 略

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、別に定めのあるもののほか、所属長に対し、その所管に係る次の事務を委任する。

(1) 収入の徴収に関すること

(2) 略

ア 略

㍿ 1件の設備額（入札に付する額をいう。以下この項において同じ。）が5億円以内の工事の起工（指名業者の選定を含む。）及び予定価格の決定

(イ)～(ウ) 略

㍾ すでに起工が決定された工事の1件の設計額（設計変更後の額を含む。）が5億円未満の支出決定及びこれに伴う支出命令

イ アを除く費用で予算の執行を伴う事項の決定並びにこれらに伴う支出決定及び支出命令

ウ ア及びイに掲げる以外のもので既に執行が決定されたものに係る支出決定及びこれに伴う支出命令

(3) 固定資産及び物品の取得、管理及び処分並びにこれに伴う出納命令に関すること。

(4) 略

(5) 債権の譲渡の承認に関すること。

(6) 現金取扱員及び物品取扱員の任免に関すること。

（企業出納員）

第4条 略

2 前項に規定する企業出納員が常時保管することができる現金の限度額は、20万円とする。

3及び4 略

（企業出納員への委任）

第5条 知事は、事業に係る次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。

(1) 略

(2) 物品の出納及び保管に関すること。

（現金取扱員）

第6条 事業所の業務に係る現金の出納に関する事務を取り扱わせるため現金取扱員を置く。ただし、所属長が必要でないとき、これを置かないことができる。

2及び3 略

（物品取扱員）

第7条 事業所に、物品取扱員を置く。

2 略

（企業出納員の職及び氏名の通知）

第9条 所属長は、企業出納員（第4条第3項に規定する企業出納員の職務を行う者を含む。以下本条において同じ。）の職及び氏名をあらかじめ、出納取扱金融機関に通知しておかなければならない。

2 所属長は、企業出納員に異動があったときは、そのつど異動年月日その他必要な事項を、出納取扱金融機関に通知しなければならない。

3 企業出納員は、その使用する印鑑の印影をあらかじめ出納取扱金融機関に送付しておかなければならない。印鑑を変更したときもまた同様とする。

（帳簿の種類及び保管）

第16条 略

2 略

3 前2項に掲げる帳簿は、水環境対策課の企業出納員が保管する。
 (収入の調定)
 第22条 水環境対策課長は、収入を調定しようとするときは、その根拠、所属年度、収入科目、金額、納入義務者等を記載した書類を添えて、振替伝票を発行しなければならない。

2及び3 略
 (調定額の変更)
 第23条 水環境対策課長は、収入の調定額を変更しようとするときは、前条第1項の規定に準じて行わなければならない。

(納入の通知)
 第24条 水環境対策課長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定額を変更した場合は、直ちに納入義務者に対して、納入通知書(様式第59号)によって通知しなければならない。

2 前項の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の10日前までに送付しなければならない。
 (収納金の取扱)
 第26条 現金取扱員は、現金等を収納した場合は、当該現金等に現金収納報告書(様式第23号)を添えて、その日のうちに水環境対策課の企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その翌日に引き継ぐことができる。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、現金取扱員は、遠隔の地で収納した現金等が相当の額に達するときは、当該現金等を現金払込書(様式第25号)により、直接、出納取扱金融機関に預け入れることができる。この場合において、出納取扱金融機関が発行する領収済通知書をもって、現金取扱員が水環境対策課の企業出納員に引き継ぐべき当該現金等にかえるものとする。

4 水環境対策課の企業出納員は、自ら収納した現金等又は前項の規定により現金取扱員から引き継ぎを受けた現金等は、第4条第2項に規定する保管現金を除き、その日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その翌日に預け入れなければならない。

5 出納取扱金融機関は、事業の収入を収納した場合には、領収済通知書(様式第26号又は様式第59号)によってその金額を水環境対策課の企業出納員に報告しなければならない。
 (収入伝票の発行及び記録)
 第27条 水環境対策課の企業出納員は、現金等の収納を証する書類に基づいて、収入伝票を発行するとともに、現金出納簿に記載しなければならない。
 (小切手受領の拒絶)
 第29条の2 水環境対策課の企業出納員及び出納取扱金融機関は、令第21条の3第1項第1号に規定する小切手であつ

2 略

3 前2項に掲げる帳簿は、企業出納員が保管する。
 (収入の調定)
 第22条 所属長は、収入を調定しようとするときは、その根拠、所属年度、収入科目、金額、納入義務者等を記載した書類を添えて、振替伝票を発行しなければならない。

2及び3 略
 (調定額の変更)
 第23条 所属長は、収入の調定額を変更しようとするときは、前条第1項の規定に準じて行わなければならない。

(納入の通知)
 第24条 所属長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定額を変更した場合は、直ちに納入義務者に対して、納入通知書(様式第59号)によって通知しなければならない。

2 第1項の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の10日前までに送付しなければならない。
 (収納金の取扱)
 第26条 現金取扱員は、現金等を収納した場合は、当該現金等に現金収納報告書(様式第23号)を添えて、その日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その翌日に引き継ぐことができる。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、現金取扱員は、遠隔の地で収納した現金等が相当の額に達するときは、当該現金等を現金払込書(様式第25号)により、直接、出納取扱金融機関に預け入れることができる。この場合において、出納取扱金融機関が発行する領収済通知書をもって、現金取扱員が企業出納員に引き継ぐべき当該現金等にかえるものとする。

4 企業出納員は、自ら収納した現金等又は前項の規定により現金取扱員から引き継ぎを受けた現金等は、第4条第2項に規定する保管現金を除き、その日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その翌日に預け入れなければならない。

5 公金徴収事務受託者は、その収納した現金等を、契約に定める期限までに出納取扱金融機関に払い込み、かつその内容を示す計算書を所属長に提出しなければならない。

6 出納取扱金融機関は、事業の収入を収納した場合には、領収済通知書(様式第26号又は様式第59号)によってその金額を企業出納員に報告しなければならない。
 (収入伝票の発行及び記録)
 第27条 企業出納員は、現金等の収納を証する書類に基づいて、収入伝票を発行するとともに、現金出納簿に記載しなければならない。
 (小切手受領の拒絶)
 第29条の2 企業出納員及び出納取扱金融機関は、令第21条の3第1項第1号に規定する小切手であっても、次の各号

ても、次の各号のいずれかに該当するときは、その受領を拒絶することができる。

(1)～(4) 略

(支払拒絶証券の処理)

第29条の3 水環境対策課の企業出納員は、出納取扱金融機関から納入義務者の納付した証券（第26条第2項、第3項及び第4項の規定により収納した証券を含む。）について、支払拒絶があった旨の報告を受けたときは、所属長にその旨を通知しなければならない。

2 水環境対策課長は、前項の通知を受けたときは、令第21条の3第3項の規定による通知を行うとともに、当該支払拒絶による不納となった金額について、納入通知書を当該納入義務者に送付しなければならない。

3 水環境対策課の企業出納員は、納入義務者から支払拒絶証券の還付の請求があったときは、さきに交付した領収書を徴し、当該証券を還付しなければならない。

(不納欠損処分)

第30条 水環境対策課長は、未収金のうち時効等により債権が消滅した場合、法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄した場合においては、不納欠損処分調書（様式第27号）によって知事の決裁を受けて未収金から除外することができる。

第32条 削除

(現金払)

第33条 水環境対策課の企業出納員は、次に掲げる経費について支払をするときは、保管限度額の範囲内において、現金で支払うことができる。

(1)～(9) 略

(つり銭の保管)

第33条の2 水環境対策課の企業出納員は、保管限度額の範囲内において、つり銭の用に供するため、現金を保管し使用することができる。

(現金出納簿等の記帳)

第34条 水環境対策課の企業出納員は、支払伝票に基づいて現金出納簿その他の帳簿に記載しなければならない。

(資金前渡職員)

第35条の2 給与の資金の前渡を受ける職員は、水環境対策課の企業出納員の職にある職員とする。

2及び3 略

(前金払)

第38条 令第21条の7第1号から第7号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 職員に対する研修又は講習を実施する者のために支払う経費

2～5 略

のいずれかに該当するときは、その受領を拒絶することができる。

(1)～(4) 略

(支払拒絶証券の処理)

第29条の3 企業出納員は、出納取扱金融機関から納入義務者の納付した証券（第26条第2項、第3項及び第4項の規定により収納した証券を含む。）について、支払拒絶があった旨の報告を受けたときは、所属長にその旨を通知しなければならない。

2 所属長は、前項の通知を受けたときは、令第21条の3第3項の規定による通知を行うとともに、当該支払拒絶による不納となった金額について、納入通知書を当該納入義務者に送付しなければならない。

3 企業出納員は、納入義務者から支払拒絶証券の還付の請求があったときは、さきに交付した領収書を徴し、当該証券を還付しなければならない。

(不納欠損処分)

第30条 所属長は、未収金のうち時効等により債権が消滅した場合、法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄した場合においては、不納欠損処分調書（様式第27号）によって知事の決裁を受けて未収金から除外することができる。

(支払)

第32条 企業出納員は、債権者に対して支払いをしようとするときは、出納取扱金融機関に支払金額及び支払目的を通知し、これと引き換えに領収書を徴収しなければならない。ただし、第33条の場合又は債権者から現金払いの申し出があったときは、現金払いをすることができる。

2 前項の規定により支払いをした場合の領収書に使用する印鑑は、請求書、契約書等に押印した印鑑と同一のものでなければならない。

(現金払)

第33条 企業出納員は、次に掲げる経費について支払をするときは、保管限度額の範囲内において、現金で支払うことができる。

(1)～(9) 略

(つり銭の保管)

第33条の2 企業出納員は、保管限度額の範囲内において、つり銭の用に供するため、現金を保管し使用することができる。

(現金出納簿等の記帳)

第34条 企業出納員は、支払伝票に基づいて現金出納簿その他の帳簿に記載しなければならない。

(資金前渡職員)

第35条の2 給与の資金の前渡を受ける職員は、企業出納員の職にある職員とする。

2及び3 略

(前金払)

第38条 令第21条の7第1号から第7号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1)及び(2) 略

2～5 略

(口座振替)
第41条の2

水環境対策課の企業出納員は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座及び振替金額を通知して行わなければならない。

第42条 削除

(預り金等の払出し)
第46条 略
2 第31条及び第32条の規定は、前項の払出しの場合に準用する。
(直購入)
第63条 略
2 前項の規定による購入については、必要に応じ、次の各号に掲げる事項を記入した物品請求及び購入書によって、購入するものとする。
(1)～(5) 略
(消耗品等の管理)
第64条 水環境対策課の企業出納員は、1品の取得価格が5万円以上10万円未満であって耐用年数1年以上のものは、備品整理簿に記録し、適正に整理しなければならない。
(事故報告)
第65条 水環境対策課の企業出納員は、天災その他の事由により消耗品等が滅失し、亡失し又は損傷を受けた場合は、直ちにその原因及び状況を調査し、消耗品等亡失毀損届により水環境対策課長に報告しなければならない。
(不用消耗品等の処分)
第66条 水環境対策課長は、消耗品等のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものがあるときは、これを不要品として整理し、売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価格が売却に要する費用の額に達しないもの、その他売却することが不相当と認められるものについては、これを廃棄することができる。
(検収)
第74条 略

(固定資産台帳)
第78条 水環境対策課長は、固定資産の管理については、固定資産台帳により、固定資産の増減異動その他必要な事項を整理し、常に現状を明らかにしておかなければならない。

(口座振替)
第41条の2 口座振替については、令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は当該支出に係る所属出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から、口座振替による支払の申し出があったときは、債権者に、債権名、口座振替先金融機関名、預金口座名義、預金口座番号及び振替金額を記載した文書によって企業出納員に申し出させなければならない。

2 企業出納員は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額及び振替目的を通知して行わなければならない。

(口座振替の報告)
第42条 出納取扱金融機関は、口座振替によって振替を行ったものについて翌日までに企業出納員へ報告しなければならない。

(預り金等の払出し)
第46条 略
2 第31条、第32条及び第42条の規定は、前項の払出しの場合に準用する。
(直購入)
第63条 略
2 前項の規定による購入については、必要に応じ、次の各号に掲げる事項を記入した物品請求及び購入書(様式第39号)によって、購入するものとする。
(1)～(5) 略
(消耗品等の管理)
第64条 企業出納員は、1品の取得価格が5万円以上10万円未満であって耐用年数1年以上のものは、備品整理簿に記録し、適正に整理しなければならない。

(事故報告)
第65条 企業出納員は、天災その他の事由により消耗品等が滅失し、亡失し又は損傷を受けた場合は、直ちにその原因及び状況を調査し、消耗品等亡失毀損届により所属長に報告しなければならない。

(不用消耗品等の処分)
第66条 所属長は、消耗品等のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものがあるときは、これを不要品として整理し、売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価格が売却に要する費用の額に達しないもの、その他売却することが不相当と認められるものについては、これを廃棄することができる。

(検収)
第74条 略
2 前項の規定による固定資産の検収は、請求書又は支払義務を証明する書類の表面余白に「履行確認済」の文字、履行確認年月日及び氏名を記載し、これに押印してしなければならない。

3 所属長は、企業出納員又は物品取扱員をして第1項の受入れをさせることができる。

(固定資産台帳)
第78条 所属長は、固定資産の管理については、固定資産台帳により、固定資産の増減異動その他必要な事項を整理し、常に現状を明らかにしておかなければならない。

<p>い。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第80条 <u>水環境対策課長</u>は、天災その他の事由により事業の固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、文書をもって速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>(売却等)</p> <p>第81条 <u>水環境対策課長</u>は、固定資産を売却し、撤去し、譲渡し、又は廃棄しようとする場合(ただし、更新工事等に伴う旧資産の撤去を除く。)には、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって行なわなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(固定資産の用途廃止)</p> <p>第82条 <u>水環境対策課長</u>は、機械器具、備品その他これらに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由により、その用途に使用することができなくなったものについては、用途廃止するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(売却等に関する報告)</p> <p>第83条 <u>水環境対策課長</u>は、固定資産を売却し、撤去し、譲渡し、廃棄(ただし、更新工事等に伴う資産の撤去を除く。)又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して主務部長に提出しなければならない。</p> <p>第86条 <u>削除</u></p> <p>(決算整理)</p> <p>第98条 <u>水環境対策課長</u>は、毎事業年度経過後速やかに次の各号に掲げる事項について、決算整理を行なわなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(帳簿の締切)</p> <p>第99条 <u>水環境対策課の企業出納員</u>は、前条の規定により決算整理を行なった後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。</p> <p>(決算報告書の提出)</p> <p>第100条 <u>水環境対策課長</u>は、毎年5月10日までに決算書作成に必要な書類を作成して主務部長に送付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(計理状況の報告)</p> <p>第101条 <u>水環境対策課長</u>は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を翌月15日までに主務部長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(事故報告)</p> <p>第80条 <u>所属長</u>は、天災その他の事由により事業の固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、文書をもって速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>(売却等)</p> <p>第81条 <u>所属長</u>は、固定資産を売却し、撤去し、譲渡し、又は廃棄しようとする場合(ただし、更新工事等に伴う旧資産の撤去を除く。)には、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって行なわなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(固定資産の用途廃止)</p> <p>第82条 <u>所属長</u>は、機械器具、備品その他これらに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由により、その用途に使用することができなくなったものについては、用途廃止するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(売却等に関する報告)</p> <p>第83条 <u>所属長</u>は、固定資産を売却し、撤去し、譲渡し、廃棄(ただし、更新工事等に伴う資産の撤去を除く。)又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して主務部長に提出しなければならない。</p> <p>(減価償却の特例)</p> <p>第86条 <u>所属長</u>は、有形固定資産について規則第15条第3項の規定により減価償却を行なおうとする場合は、あらかじめその旨及びその年数について主務部長の承認を受けなければならない。</p> <p>(決算整理)</p> <p>第98条 <u>所属長</u>は、毎事業年度経過後速やかに次の各号に掲げる事項について、決算整理を行なわなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(帳簿の締切)</p> <p>第99条 <u>企業出納員</u>は、前条の規定により決算整理を行なった後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。</p> <p>(決算報告書の提出)</p> <p>第100条 <u>所属長</u>は、毎年5月10日までに決算書作成に必要な書類を作成して主務部長に送付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(計理状況の報告)</p> <p>第101条 <u>所属長</u>は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を翌月15日までに主務部長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務（寄附金の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日
令和6年3月15日
- 2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
 - (1) 東京都中央区京橋2丁目2番1号
株式会社さとふる
 - (2) 大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目1番25号
株式会社JTB ふるさと開発事業部
- 3 委託事務
地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号の規定に該当する「ふるさと長崎応援寄附金」の収納事務
- 4 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第202号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年長崎県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 生活衛生課関係						別表（第2条関係） 生活衛生課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県公衆浴場基幹設備整備補助金	公衆浴場の経営の安定を図る。	公衆浴場の浴槽、油タンクその他の基幹設備の更新及び補修並びに内装工事に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	3分の1以内。ただし、 <u>77万8千円</u> を限度とする。	略	1	長崎県公衆浴場基幹設備整備補助金	公衆浴場の経営の安定を図る。	公衆浴場の浴槽、油タンクその他の基幹設備の更新及び補修並びに内装工事に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	3分の1以内。ただし、 <u>80万円</u> を限度とする。	略
地域環境課関係						地域環境課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金	大村湾の環境美化を図る。	次に掲げる経費	2分の1以内。ただし、 <u>300万円</u> を限度とする。	大村湾をきれいにする会	1	大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金	大村湾の環境美化を図る。	(1) 浮遊ゴミの陸揚げ、陸送及び焼却埋立の経費 (2) 海上の清掃	2分の1以内。ただし、 <u>300万円</u> を限度とする。	大村湾をきれいにする会

1及び2 略					2及び3 略					
資源循環推進課関係					資源循環推進課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～4 略					1～4 略					
5 略					5	長崎県フードバンク活動支援事業補助金	食品関連事業所から発生する食品ロス削減の促進を図る。	次の掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費については、知事が別に定める。 (1) スタートアップ支援事業 (2) 先進的取組支援事業	予算の範囲内で知事が定める額	フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会
5 略					6 略					
5 略					7	長崎県フードバンク活動設備購入等支援事業補助金	物価高騰の影響を受けるこども食堂等へのフードバンク活動の活性化を図る。	県内のフードバンク活動団体を対象に、フードバンク活動に必要な設備の整備に要する経費 (1) 冷蔵・冷凍庫の購入に係る費用 (2) 冷蔵・冷凍庫の設置に係る費用（配電工事等を含む。） (3) カーゴ（台車）の購入に係る費用 (4) その他、子ども食堂等への食品の提供に必要とされる備品等購入経費	10分の10以内。ただし、100万円を限度とする。	フードバンク活動団体（市町の委託事業としてフードバンク活動をしている者を除く。）

長崎県告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施行者の名称

長崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和26年建設省告示第344号

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 長崎市公共下水道

3 施行期間

自 昭和27年4月1日 至 令和11年3月31日

4 事業地

収用の部分 昭和26年建設省告示第344号、昭和30年建設省告示第1457号、昭和33年建設省告示第276号、昭和37年建設省告示第465号、昭和39年建設省告示第3490号、昭和40年建設省告示第3297号、昭和42年建設省告示第572号、昭和42年建設省告示第3760号、昭和46年長崎県告示第944号、昭和51年長崎県告示第197号、昭和51年長崎県告示第623号、昭和51年長崎県告示第1021号、昭和53年長崎県告示第131号、昭和53年長崎県告示第698号、昭和55年長崎県告示第412号、昭和59年長崎県告示第38号、昭和60年長崎県告示第66号、昭和60年長崎県告示第609号、昭和62年長崎県告示第172号、昭和63年長崎県告示第307号、平成2年長崎県告示第586号、平成3年長崎県告示第518号、平成5年長崎県告示第181号、平成8年長崎県告示第279号、平成9年長崎県告示第151号、平成10年長崎県告示第1345号、平成12年長崎県告示第360の2号、平成14年長崎県告示第117号、平成15年長崎県告示第548号、平成22年長崎県告示第803号、平成25年長崎県告示第862号、平成29年長崎県告示第274号、平成31年長崎県告示第161号、令和4年長崎県告示第316号の事業地に西彼杵郡長与町高田郷字辻下を加え、西彼杵郡長与町高田郷字笠掛松、字柳田、字三千隠を削り、畝刈町、滑石4丁目、滑石1丁目、現川町、中里町、田中町、西彼杵郡長与町高田郷字湯川、字笠山、字日当ノ尾において事業地を変更する。

使用の部分 変更なし

長崎県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施行者の名称

長崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成12年長崎県告示第1167号

三和都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 長崎市公共下水道

3 施行期間

自 平成12年11月21日 至 令和11年3月31日

4 事業地

収用の部分 平成12年長崎県告示第1167号、平成14年長崎県告示第1058号、平成16年長崎県告示第1414号、平成22年長崎県告示第800号、平成25年長崎県告示第863号、平成31年長崎県告示第160号のうち、蚊焼町、布巻町、椿が丘町、為石町、川原町、宮崎町において事業地を変更する。

使用の部分 変更なし

長崎県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施行者の名称

長崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成11年長崎県告示第235号

琴海都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 長崎市公共下水道

3 施行期間

自 平成11年3月12日 至 令和11年3月31日

4 事業地

収用の部分 平成11年長崎県告示第235号、平成13年長崎県告示第161号、平成15年長崎県告示第1377号、平成16年長崎県告示第1166号、平成19年長崎県告示第1050号、平成22年長崎県告示第801号、平成25年長崎県告示第864号、平成31年長崎県告示第159号の事業地に琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町を加え、琴海大平町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町において事業地を変更する。

使用の部分 変更なし

長崎県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施行者の名称

長与町

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和48年長崎県告示第967号

長崎都市計画下水道事業 長与公共下水道

3 施行期間

自 昭和48年12月18日 至 令和9年3月31日

4 事業地

収用の部分 昭和48年長崎県告示第967号、昭和52年長崎県告示第455号、昭和57年長崎県告示第267号、昭和57年長崎県告示第489号、昭和62年長崎県告示第368号、平成4年長崎県告示第1081号、平成9年長崎県告示第1102号、平成12年長崎県告示第612号、平成16年長崎県告示第530号、平成22年長崎県告示第802号、平成29年長崎県告示第249号及び令和4年長崎県告示第236号の事業地のうち、長与町高田郷字辻下、字湯川、字笠山、字笠掛松、字柳田及び字日当ノ尾において事業地を変更する。

使用の部分 変更なし

長崎県告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、介護支援専門員実務研修受講試験を行う者として、次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の15第3項の規定により公示する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

公益財団法人 介護労働安定センター長崎支部

2 主たる事務所の所在地

長崎市大黒町9番22号

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定する日

令和6年4月1日

長崎県告示第208号

長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） こども未来課関係						別表（第2条関係） こども未来課関係					
区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1及び2 略						1及び2 略					
3	長崎県 保育対 策総合 支援事 業費補 助金	乳幼児 の福祉 の向上 及び保 育人材 の確保 を図る 。	仕事と子育て等 との両立を容 易にし、子育て の負担を緩和す るための事業に 要する経費。た だし、補助対象 経費の基準は、 知事が別に定め る。	予算の範 囲内で知 事が別に 定める額	市町又は 認可外保 育施設 （中核 市の認可 外保育 施設を除 く。）の 設置者	3	長崎県 保育対 策総合 支援事 業費補 助金	乳幼児 の福祉 の向上 及び保 育人材 の確保 を図る 。	仕事と子育て等 との両立を容 易にし、子育て の負担を緩和す るための事業に 要する経費。た だし、補助対象 経費の基準は、 知事が別に定め る。	予算の範 囲内で知 事が別に 定める額	市町（ <u>中 核市を除 く。</u> ）又 は認可外 保育施設 （中核市 の認可外 保育施設 を除く。） の 設置者
4 略						4 略					
5	長崎県 私立幼 稚園特 別支援 教育費 補助金	私立の 幼稚園 におけ る心身 に障害 のある 幼児に 対する 特別支 援教育 の振興 及び保 護者の 教育費 の負担 の軽減 を図る 。	幼稚園における 次に掲げる特 別支援教育に必 要な経費。ただ し、補助対象経 費の基準は、知 事が別に定め る。 (1) <u>専任教職員 等の配置</u> (2)及び(3) 略	略		5	長崎県 私立幼 稚園特 別支援 教育費 補助金	私立の 幼稚園 におけ る心身 に障害 のある 幼児に 対する 特別支 援教育 の振興 及び保 護者の 教育費 の負担 の軽減 を図る 。	幼稚園における 次に掲げる特 別支援教育に必 要な経費。ただ し、補助対象経 費の基準は、知 事が別に定め る。 (1) <u>専任教職員 の配置</u> (2)及び(3) 略	略	
6～19 略						6～19 略					
20	教育支 援体制 整備事 業費補 助金	認定こ ども園 の設置 促進を 図ると ともに 、子ど もを安 心して 育てる ことが できる ような	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。 1 教育の質の 向上のための 緊急環境整備	1 ア 幼 保連 携型 認定 こど も園	1 学校 法人及 び社会 福祉法 人	20	教育支 援体制 整備事 業費補 助金	認定こ ども園 の設置 促進を 図ると ともに 、子ど もを安 心して 育てる ことが できる ような	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。 1 教育の質の 向上のための 緊急環境整備 (1) <u>遊具等環 境整備施設 における遊 具・運動用</u>	1 (1) ア 幼 保連 携型 認定 こど も園	1 (1) 学 校法人 及び社 会福祉 法人

		体制整備を図る。		及び幼稚園型認定こども園2分の1以内 イ 上記以外の幼稚園3分の1以内			具・教具・保健衛生用品等の設備整備	及び幼稚園型認定こども園2分の1以内 イ 上記以外の幼稚園3分の1以内	
			2 幼児教育の質の向上のためのICT化支援	2 2分の1以内	2 市町、学校法人及び社会福祉法人		(2) 幼稚園職員等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための経費	1(2) 10分の10以内	1(2) 市町及び幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)の設置者
21	長崎県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金	送迎用バスの安全装置改修支援や性被害を防止するために必要となる経費等を支援することにより、幼児の安全対策の強化を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 幼児の送迎用バスへの安全装置の装備、登園管理システム及び幼児の見守りタグ(GPS)の導入に要する経費 (2) 性被害防止対策のためのパーテーション・簡易扉やカメラの導入に要する経費	略			登園管理システムの普及、送迎用バスの安全装置改修支援など、幼児の安全を守るための支援を行うことにより、幼児の安全対策の強化を図る。	略	
21	長崎県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金	送迎用バスの安全装置改修支援や性被害を防止するために必要となる経費等を支援することにより、幼児の安全対策の強化を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 幼児の送迎用バスへの安全装置の装備、登園管理システム及び幼児の見守りタグ(GPS)の導入に要する経費 (2) 性被害防止対策のためのパーテーション・簡易扉やカメラの導入に要する経費	略			登園管理システムの普及、送迎用バスの安全装置改修支援など、幼児の安全を守るための支援を行うことにより、幼児の安全対策の強化を図る。	略	

22～25 略					
26	長崎県 学ぶ保 育士等 応援事 業補助 金	幼児教 育・保 育の質 の向上 のため に、保 育士等 の処遇 改善推 進への 取組の 支援を 図る。	交付要件を満たす園内研修等を実施する園に在籍する保育士等に対し、一人当たり2万円を支給するために要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町及び私立幼稚園（認定こども園含む。）及び認可外保育施設（中核市除く。）

22～25 略					
26	「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーン事業費補助金	物価高騰の中、子育て応援の店プラスキャンペーン事業費補助金を活用し、子育て世帯に提供するサービス提供に要する経費を店舗・企業等に助成する。	子育て世帯に対するサービス提供のための備品購入、設備改修等に要する経費	10分の10以内。ただし、1店舗あたり10万円を限度とする。	ながさき子育て応援の店協賛店舗

こども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
----	--------	-------	---------------	--------	-------

1～11 略					
12	長崎県 ひとり親家庭等生活向上事業補助金	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦（以下「ひとり親等」という。）が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図る。	補助対象者が、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援するために行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) ひとり親家庭等生活支援等事業 (2) こどもの生活・学習支援事業	略	略

13～20 略					
21	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助	児童養護施設入所児童等の生活向上を図る。	ファミリーホーム等開設支援事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、又は分園型小規模グ

こども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
----	--------	-------	---------------	--------	-------

1～11 略					
12	長崎県 ひとり親家庭等生活向上事業補助金	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦（以下「ひとり親等」という。）が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図る。	補助対象者が、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援するために行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 生活支援講習会等事業 (2) ひとり親家庭情報交換事業 (3) こどもの生活・学習支援事業	略	略

13～20 略					
21	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助	児童養護施設入所児童等の生活向上を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) ファミリーホーム等開設	(1) 予算の範囲	(1) ファミリー

	金			ループケアの設置者		金	支援事業	内で知事が別に定める額	ホーム、地域小規模児童養護施設、又は分園型小規模グループケアの設置者
							(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業 ア 児童養護施設等消毒事業 イ 児童養護施設等個室化改修事業 ウ 児童養護施設等感染症対策支援事業	(2) 10分の10	(2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）の設置者又は里親
22～27 略					22～27 略				
28	長崎県不妊治療費助成事業補助金	生殖補助医療に併せて行われる先進医療に要する費用の一部を助成する。	1回の治療のうち助成対象者が負担した先進医療にかかる医療費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	生殖補助医療を受けた夫婦				
29	長崎県養育費確保支援事業費補助金	ひとり親の養育費に関する取決めを促す	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	県福祉事務所管内のひとり親				

2及び3 略

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				

3及び4 略

5	諫早市工業用水道施設整備支援事業費補助金	諫早市の工業用水道施設の整備を図る。	諫早市の工業用水整備に伴って必要となる経費	略
---	----------------------	--------------------	-----------------------	---

6～17 略

対策推進事業費補助金	受けている県内中小事業者の省エネルギー対策の推進を図る。		定める基準による。	
------------	------------------------------	--	-----------	--

3及び4 略

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				
3	長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内航空機関連産業の振興を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適切と認める経費 (1) 企業間の連携事業 ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成事業 エ 国際化対応事業 オ 連携支援・設備投資事業	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。 知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等

4及び5 略

6	諫早市工業用水道施設整備支援事業費補助金	諫早市の工業用水道施設の整備を図る。	諫早市中核工業団地の工業用水整備に伴って必要となる経費	略
---	----------------------	--------------------	-----------------------------	---

7～18 略

19	半導体・医療関連企業誘致可能性調査補助金	国内投資が活発化している半導体や医療関連分野の企業誘致に当たり、市町が行う活用可能な水源確保に向けた調査を支援する。	河川等の年間を通じた供給能力調査、水質分析調査（金属等含有量調査）等に要する経費	2分の1以内ただし、1市町あたり1,000万円を限度とする 市町
----	----------------------	--	--	-------------------------------------

18	次世代基幹産業育成事業費補助金	県内企業等の設備投資や販路拡大、大学等と連携した取組を支援し、県内航空機関連産業、半導体関連産業の振興を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、細目については別に定める。 (1) 略 (2) <u>治工具等試作支援事業</u> (3) 略	略
19 略				
20	グリーントップながさき促進補助金	県内製造業企業の脱炭素化やグリーン成長分野における新たな需要獲得への取組を促進し、競争力の強化を図るとともに、企業誘致に繋がるサプライチェーンの構築に向けた取組を支援する。	補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が <u>適当と認める経費</u> (1) <u>地場発注拡大大促進事業</u> (2) <u>技術開発支援事業</u>	2分の1以内又は3分の2以内 (1) 知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等 (2) 知事が <u>適当と認める</u> 県内企業者等

新産業推進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略			

20	次世代基幹産業育成事業費補助金	県内企業等の設備投資や販路拡大、大学等と連携した取組を支援し、県内航空機関連産業、半導体関連産業の振興を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、細目については別に定める。 (1) 略 (2) <u>航空機産業海外直接取引支援事業</u> (3) 略	略
21 略				

新産業創造課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略			
2	新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	環境及び新エネルギー関連分野における地場企業等による製品及び技術開発のためのプロジェクトの創出及び販路の	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>脱炭素ビジネス支援事業</u> (2) <u>洋上風力発電関連支援事業</u>	10分の10以内 公益財団法人長崎県産業振興財団

		拡大を支援することにより、新産業の創出を図る。			
3	海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金	産学官が連携し、商用化を見据えた取組への支援等により、海洋エネルギー関連産業の拠点形成の促進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 専門人材育成に要する経費 (2) 実証事業コーディネートに要する経費	(1) 2分の1以内	特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会
4	海洋エネルギー関連産業進出促進事業補助金	海洋エネルギー関連産業に進出しようとする県内企業等の企業間連携による受注の獲得・拡大に向けた取組を支援し、需要の獲得及び県内サプライチェーンの形成を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 技術開発事業 (2) 販路開拓事業 (3) 人材育成事業 (4) 連携支援・設備投資事業 (5) その他目的達成のために必要と認められる事業	2分の1以内	知事が適当と認める企業グループに所属する企業、団体等
2及び3 略					
5及び6 略					
7	長崎県新規ビジネス創出支援事業費補助金	県内中小企業等におけるオープンイノベーションによる新規ビジネス創出の取組を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 県外企業等との実証実験に要する経費	2分の1以内	知事が適当と認める県内中小企業者等
8	長崎県スタートアップ	スタートアップへの関心及	次に掲げる事業に要する経費 (1) スタート	2分の1以内	知事が適当と認める団体等

						<p>アップ体験イベント開催に要する経費</p>			
4	CO-DEJ IMA	<p>専門事業者によるCO-DEJ IMAにおける企業やコミュニティ等の交流を促進する取組及び起業家への支援により、スタートアップの集積（創出・誘致）を促進する。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費 (1) スタートアップ交流拠点CO-DEJ IMAにおける交流促進や成長支援等に要する経費 (2) リーダーシップ研修実施に要する経費</p>	10分の10以内	<p>スタートアップ交流拠点CO-DEJ IMAにおける支援事業実施者</p>	<p>専門事業者によるCO-DEJ IMAの運営や起業家への支援により、スタートアップの集積（創出・誘致）を促進する。</p>	10分の10以内	<p>スタートアップ交流拠点CO-DEJ IMA運営事業者</p>	

新エネルギー推進室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	<p>環境及び新エネルギー関連分野における地場企業等による製品及び技術開発のためのプロジェクトの創出並びに販路の拡大を支援することにより、新産業の創出を図る。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費 (1) 脱炭素ビジネス支援事業 (2) 洋上風力発電関連支援事業</p>	10分の10以内	<p>公益財団法人長崎県産業振興財団</p>
2 海洋エ	海洋エネ	次に掲げる事業	2分の	特定非営

	エネルギー関連産業創出促進事業補助金	エネルギー関連産業の拠点形成に向け、洋上風力発電設備の維持管理分野における県内企業の参入促進等を図る。	に要する経費 (1) オペレーション&メンテナンスのコーディネーターに要する経費	1以内	利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会
3	洋上作業員向け訓練受講支援補助金	洋上作業員訓練に関して県内企業の社員等が受講する際の経費を支援すること、発電事業への早期参入及び受注獲得に繋げる。	洋上作業員向け訓練の受講に要する経費	2分の1以内	知事が適当と認める県内企業、団体等
4	海洋エネルギー関連産業進出促進事業補助金	海洋エネルギー関連産業に進出しようとする県内企業等の企業間連携による受注の獲得・販路拡大に向けた取組を支援し、国内需要の獲得及び県内サプライチェーンの形成を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 技術開発事業 (2) 販路開拓事業 (3) 人材育成事業 (4) 連携支援・設備投資事業 (5) その他目的達成のために必要と認められる事業	2分の1以内	知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等

経営支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～5 略					
6	商店街	商店街の	モデル事例の横	4分の	長崎県中

経営支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略				

人材ネットワーク構築等事業補助金	課題解決に向けたモデル事例の横展開及び商店街人材や若者等の外部人材によるネットワーク構築を図る取組を支援。	展開や人材ネットワーク構築による連携・交流を促進する取組に対する経費	3以内	小企業団体中央会
------------------	---	------------------------------------	-----	----------

7及び8 略

9～13 略

未来人材課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				

雇用労働政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				

6及び7 略

8	サービス産業事業再構築支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたサービス産業事業者の事業継続を図る取組を支援する。	補助対象者が新型コロナウイルス感染症の影響からの脱却を図るため、新分野展開による経営多角化、事業・業種転換等を目指す取組に要する経費	2分の1以内	知事が適当と認める県内中小企業者等
---	---------------------	--	--	--------	-------------------

9～13 略

未来人材課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				

4	成長分野人材確保・育成事業費補助金	半導体関連企業の人材の確保・育成を支援する。	半導体製造業等に労働者を派遣する派遣業者が新たに雇用した人材の育成に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が適当と認める県内半導体関連人材派遣業者
---	-------------------	------------------------	---	-----------------------	------------------------

雇用労働政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				

5	長崎県緊急雇用維持助成金	中小企業における失業の予防と雇用の安定を図る。	雇用保険法施行規則附則第15条の4の5に規定する産業雇用安定助成金の交付の対象となる経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が適当と認める県内中小企業者等
6	長崎県外国人材日本	監理団体等における日本語	次に掲げる事業に要する経費 (1) 技能実習生	10分の10以内 。ただ	知事が適当と認める県内監

	語教育 支援事 業補助 金	教育の実 施を支援 し、魅力 的な受入 環境整備 を図る。	等への日本語 教育に要する 経費 (2) 技能実習生 等への日本語 教育に従事す る日本語指導 者の技能向上 のための研修 に要する経費	し20万 円を限 度とす る。	理団体等
--	------------------------	--	---	--------------------------	------

長崎県告示第210号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量に関する事項
令和6年4月1日から令和7年3月31日の都道府県別漁獲可能性は以下のとおりである。
【くろまぐろ（小型魚）】 728.900トン
【くろまぐろ（大型魚）】 173.900トン
【するめいか】 現行水準
- 都道府県別漁獲可能性について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能性に関する事項
令和6年4月1日から令和7年3月31日の知事管理漁獲可能性は以下のとおりとする。
【くろまぐろ（小型魚）】
長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 41.289トン
長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 673.139トン
【くろまぐろ（大型魚）】
長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 52.125トン
長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 118.929トン
【するめいか】
長崎県するめいか漁業 現行水準

長崎県告示第211号

令和6年3月29日付けをもって次のとおり長崎県北部海区における定置漁業を免許したので公示する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- | | | |
|----|------------------|--|
| 1 | 海区漁場計画の公示の際の公示番号 | 長崎県告示第754号 |
| 2 | 免許番号 | 別表のとおり |
| 3 | 漁業権者の住所及び氏名 | 別表のとおり |
| 4 | 漁場の位置 | 別表のとおり |
| 5 | 漁場の区域 | 別表のとおり |
| 6 | 漁業の種類及び漁業時期 | 別表のとおり |
| 7 | 存続期間 | 別表のとおり |
| 8 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| 9 | 条件 | 別表のとおり |
| 10 | その他 | この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県県北振興局商工水産部水産課において縦覧に供する。 |

長崎県告示第212号

長崎県水産業振興資金貸付要綱（平成9年長崎県告示第743号の2）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日以降貸付分の長崎県水産業振興資金から適用する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（貸付の種類） 第5条 略 2及び3 略 4 漁業経営安定対策支援資金の貸付けは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める条件とする。 (1)～(4) 略 (5) 貸付期限 <u>令和7年3月31日まで</u>	（貸付の種類） 第5条 略 2及び3 略 4 漁業経営安定対策支援資金の貸付けは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める条件とする。 (1)～(4) 略 (5) 貸付期限 <u>令和6年3月31日まで</u>

長崎県告示第213号

令和6年長崎県告示第163号で告示した長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定について、次のとおり訂正する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

訂正する事項

（採取限度量）

4 条例第7条第1項第3号に規定する各年度の採取限度量は、次のとおりとする。

（誤）令和6年度 240万立方メートル

（正）令和6年度 240万立方メートル

令和7年度 240万立方メートル

令和8年度 240万立方メートル

令和9年度 240万立方メートル

令和10年度 240万立方メートル

長崎県告示第214号

令和6年3月1日付けで告示した道路の区域変更（令和6年長崎県告示第102号）については、これを取り消す。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 佐世保世知原線

道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前A	5.2～27.6	3,730.0	

佐世保市知見寺町988番19地先から 佐世保市世知原町上野原1313番2地先まで	前B	8.2~51.5	1,918.0	
	後B	8.2~51.5	1,918.0	

長崎県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路線名 佐世保鹿町線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町田原293番1地先から 佐世保市小佐々町平原270番3地先まで	前	6.5~18.0	1,047.8	
	後	9.9~19.9	1,047.8	

長崎県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県中央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路線名 富川溪線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市富川町1191番1地先から 諫早市富川町1191番1地先まで	前	23.6~30.6	20.9	
	後	23.4~27.8	20.9	

長崎県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県中央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路線名 諫早外環状線
道路の区域

区 間	区域変更	敷地の幅員	延 長	備 考
-----	------	-------	-----	-----

	前後の別	(メートル)	(メートル)	
諫早市小川町1094番1地先から 諫早市小川町1148番2地先まで	前	57.6~70.4	21.3	
	後	13.8~54.3	21.3	

長崎県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 諫早外環状線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市小船越町542番3地先から 諫早市小船越町3237番2地先まで	前	12.9~119.7	151.9	
	後	12.9~98.2	151.9	

長崎県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 諫早外環状線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市川床町276番1地先から 諫早市川床町286番3地先まで	前	34.3~104.4	30.0	
	後	34.3~81.4	30.0	

長崎県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 久山港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市久山町1367番8地先から 諫早市久山町1366番17地先まで	前	21.0～35.5	18.5	
	後	29.3～35.5	18.5	

長崎県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 久山港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市久山町2011番1地先から 諫早市久山町2009番1地先まで	前	17.4～21.6	24.9	
	後	17.6～22.8	24.9	

長崎県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町有川郷字横道2276番20地先から 南松浦郡新上五島町有川郷字中筋740番6地先まで	前	4.9～16.5	325.3	
	後	6.8～40.6	327.7	

長崎県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 大浦比田勝線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町豊字下モ原1311番地先から 対馬市上対馬町豊字東在所543番5地先まで	前	10.1~22.0	75.4	
	後	10.6~13.3	74.8	

長崎県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 巖原豆酛美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町箕形字縣ノ浦82番1地先から 対馬市美津島町箕形字縣ノ浦79番6地先まで	前	9.2~28.5	207.5	
	後	9.2~31.5	204.3	

長崎県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市宝町37番地先から 長崎市幸町22番1地先まで	前	22.0~59.3	68.0	
	後	28.5~55.6	68.0	

長崎県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 499号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市高浜町2792番1地先から 長崎市高浜町2791番2地先まで	前	6.8~12.1	16.6	
	後	6.8~10.6	16.6	

長崎県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
路線名 207号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町浜田郷730番2地先から 西彼杵郡時津町浜田郷732番1地先まで	前	15.3~16.0	29.9	
	後	15.3~16.0	29.9	

長崎県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 佐世保鹿町線	佐世保市小佐々町田原138番1地先から 佐世保市小佐々町平原136番1地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 野田島原線	島原市下宮町甲2421番地先から 島原市下宮町甲2415番地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 富川溪線	諫早市富川町1168番1地先から 諫早市富川町1191番1地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 富川溪線	諫早市富川町1191番1地先から 諫早市富川町1195番1地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市小川町1148番2地先から 諫早市栗面町714番地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市小船越町542番3地先から 諫早市小船越町3234番4地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市川床町330番6地先から 諫早市川床町305番1地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 久山港線	諫早市久山町1367番8地先から 諫早市久山町1366番17地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 久山港線	諫早市久山町2011番1地先から 諫早市久山町2009番1地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酸美津島線	対馬市美津島町箕形字懸ノ浦77番1地先から 対馬市美津島町箕形字懸ノ浦79番6地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	長崎市宝町37番地先から 長崎市宝町38番地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市高浜町2810番1地先から 長崎市高浜町2792番1地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	西彼杵郡時津町浜田郷730番2地先から 西彼杵郡時津町浜田郷732番1地先まで	令和6年3月31日

長崎県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市美津島町鶏知字千馬ヶ原乙301番地先から 対馬市美津島町鶏知字千馬ヶ原乙302番地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大浦比田勝線	対馬市上対馬町泉字在所1414番1地先から 対馬市上対馬町泉字在所1417番5地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大浦比田勝線	対馬市上対馬町大浦字千ノ浜原815番1地先から 対馬市上対馬町大浦字千ノ浜原815番1地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市上県町檜滝字ヲボソ919番8地先から 対馬市上県町檜滝字道ノ隈872番5地先まで	令和6年3月29日

長崎県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市川床町278番1地先から 諫早市川床町278番1地先まで	令和6年3月29日

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
対馬ショッピングセンター
長崎県対馬市美津島町雞知字陽樽ノ濱乙505-1
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社サイキ 代表取締役 佐伯 卓也
長崎県対馬市美津島町雞知乙505-1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和6年3月12日

2 届出年月日

令和6年3月19日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び対馬市観光交流商工部観光商工課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷703番地31
深浦 智明
長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷711番地2
松井 智秀
- (2) 加入区
浜串加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
浜串漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷字浜串722番地26
浜串漁業協同組合

土地改良区の清算人の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人国営佐々土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

退任清算人	
氏 名	住 所
谷 本 忠 利	北松浦郡佐々町市瀬免140番地
坂 口 隆 英	北松浦郡佐々町角山免688番地
山 下 義 信	北松浦郡佐々町志方免175番地
辻 藤志郎	北松浦郡佐々町角山免910番地
筒 井 浩 一	北松浦郡佐々町平野免552番地
廣 川 勝 巳	北松浦郡佐々町迎木場免1048番地 1
前 田 和 男	北松浦郡佐々町市瀬免537番地
大 瀬 健 吾	北松浦郡佐々町八口免304番地
筒 井 勝 二	北松浦郡佐々町木場免263番地 2

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和4年12月9日 長崎県指令 4都第1254号 変更許可（第1回） 令和6年1月23日 変更許可（第2回） 令和6年2月29日	2工区 長崎県大村市松原本町487番1の一部、487番2の一部、488番1の一部、488番2の一部、489番1、491番、492番1、492番2、492番3、493番、494番1、495番、496番の一部、497番1の一部、497番2の一部、498番、499番1、499番2、500番、501番の一部、501番2の一部、502番、503番1、506番の一部、507番の一部、509番1の一部、509番2の一部、509番3の一部、510番、511番、512番の一部、513番の一部、514番1の一部、515番1の一部、516番の一部、517番、518番、519番、520番1、520番3の一部、521番3、522番1、523番1、523番3の一部、523番4の一部、526番2の一部、532番3の一部、532番4の一部、532番6の一部並びに 長崎県大村市寿古町668番2の一部、668番7の一部、669番3の一部、669番5の一部、669番6の一部及び里道・水路の一部	長崎県佐世保市中里町1873番地1 株式会社 エイコー商事 代表取締役 富川 栄治 熊本県熊本市西区二本木1丁目3番7号 株式会社 シルバーバック・S B 代表取締役 岩崎 耕二

令和6年2月20日付け長崎県公報第11292号中開発行為に関する工事完了公告の一部訂正（公告）

令和6年2月20日付けで公告した開発行為に関する工事完了の公告について、次のとおり訂正する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

訂正する事項

開発区域又は工区に含まれる地域の名称欄中

- (誤) 497番2 (誤) 532番3
- (正) 497番2の一部 (正) 532番3の一部

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品名及び予定数量
6入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】 予定数量 906,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札（WTO）
- 5 落札決定日
令和6年3月19日
- 6 落札者
長崎市五島町2番27号
長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 高平 真二
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含まない額）
122.0円
- 8 入札公告日
令和6年2月6日
- 9 落札方式
最低価格

教育委員会規則

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第4号

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年1月17日長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
第2条 高等学校の全日制の課程における普通教育を主とする学科（以下「普通科」という。）の通学区域（以下「学区」という。）並びにその区域及び高等学校は次の表のとおりとする。ただし、第3条第3号に規定するものを除く。			第2条 高等学校の全日制の課程における普通教育を主とする学科（以下「普通科」という。）の通学区域（以下「学区」という。）並びにその区域及び高等学校は次の表のとおりとする。ただし、第3条第3号に規定するものを除く。		
学区名	区域	高等学校名	学区名	区域	高等学校名
県南学	長崎市、西	長崎東高等学校、長崎西高等学校、	県南学	長崎市、西	長崎東高等学校、長崎西高等学校、

区	海市（大崎中学校区を除く）、西彼杵郡	長崎南高等学校、長崎北高等学校、長崎北陽台高等学校、西彼杵高等学校	区	海市、西彼杵郡	長崎南高等学校、長崎北高等学校、長崎北陽台高等学校、大崎高等学校、西彼杵高等学校
略			略		
県北学区	佐世保市、平戸市、松浦市、 <u>西海市（大崎中学校区に限る）</u> 、東彼杵郡、北松浦郡	佐世保南高等学校、佐世保北高等学校、佐世保西高等学校、猶興館高等学校、松浦高等学校、 <u>大崎高等学校</u> 、川棚高等学校、波佐見高等学校、北松西高等学校、宇久高等学校	県北学区	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡、北松浦郡	佐世保南高等学校、佐世保北高等学校、佐世保西高等学校、猶興館高等学校、松浦高等学校、川棚高等学校、波佐見高等学校、北松西高等学校、宇久高等学校
略			略		
<p>第2条の2 前条の規定にかかわらず、他の学区内にある高等学校に志願できる区域（以下「調整区域」という。）及びその高等学校は、次の表のとおりとする。</p> <p>なお、同一市内にある高等学校については、学区にかかわらず志願できることとする。</p> <p>第3条及び第4条 略</p> <p>第4条の2 前条の規定にかかわらず、直近3か年における<u>入学者数が募集定員の80パーセント未満である高等学校においては、募集定員の7パーセントを超えて入学を許可することができる。また、通学区域を県全域としている選抜による入学者は7パーセントの枠には含めない。</u></p>			<p>第2条の2 前条の規定にかかわらず、他の学区内にある高等学校に志願できる区域（以下「調整区域」という。）及びその高等学校は、次の表のとおりとする。</p> <p>第3条及び第4条 略</p>		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第5号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																
<p>（連携型高等学校の教育課程）</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第87条の規定により同表の右欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）と連携し、その教育課程を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td>連携型高等学校名</td> <td>連携型中学校名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎県立北松西高等学校</td> <td>小値賀町立小値賀中学校</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（舎監等）</p> <p>第36条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項に限らず、専任の会計年度任用職員を教育委員会が</p>	連携型高等学校名	連携型中学校名	略		長崎県立北松西高等学校	小値賀町立小値賀中学校	略		<p>（連携型高等学校の教育課程）</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第87条の規定により同表の右欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）と連携し、その教育課程を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td>連携型高等学校名</td> <td>連携型中学校名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎県立北松西高等学校</td> <td>小値賀町立小値賀中学校<u>（六島分校を除く。）</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（舎監等）</p> <p>第36条 略</p> <p>2～5 略</p>	連携型高等学校名	連携型中学校名	略		長崎県立北松西高等学校	小値賀町立小値賀中学校 <u>（六島分校を除く。）</u>	略	
連携型高等学校名	連携型中学校名																
略																	
長崎県立北松西高等学校	小値賀町立小値賀中学校																
略																	
連携型高等学校名	連携型中学校名																
略																	
長崎県立北松西高等学校	小値賀町立小値賀中学校 <u>（六島分校を除く。）</u>																
略																	

副舎監に命ずることができる。

7～11 略

別表第1（第2条関係）

(ア) 高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立松浦高等学校		松浦市	全日制	商業科 地域科学科
略				

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

6～10 略

別表第1（第2条関係）

(ア) 高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立松浦高等学校		松浦市	全日制	普通科 商業科 地域科学科
略				

長崎県病院企業団条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団条例第1号

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
第1欄 (名称)	第2欄 (位置)	第3欄 (診療科目)	第4欄 (病床数)	第5欄 (病院に併設する施設)	第6欄 (附属診療所)	第1欄 (名称)	第2欄 (位置)	第3欄 (診療科目)	第4欄 (病床数)	第5欄 (病院に併設する施設)	第6欄 (附属診療所)
長崎県精神医療センター	略					長崎県精神医療センター	略				
長崎県島原病院	略					長崎県島原病院	略				
長崎県五島中央病院	略					長崎県五島中央病院	略				
長崎県富江病院	略					長崎県富江病院	略				
長崎県上五島病院	略					長崎県上五島病院	略				
長崎県対馬病院	略					長崎県対馬病院	略				
長崎県上対馬病院	略					長崎県上対馬病院	略				
長崎県老岐病院	略	内科、精神科、呼吸器内科、消化	略	略	略	長崎県老岐病院	略	内科、精神科、呼吸器内科、循環	略	略	略

器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・膠原病内科、血液内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科		器内科、消化器内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
--	--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団組織規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年3月29日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団管理規程第5号

長崎県病院企業団組織規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団組織規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(内部組織) 第7条 病院の区分及び病院に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。			(内部組織) 第7条 病院の区分及び病院に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。		
病 院	部、局、課、室及び附属診療所等	室、班及び係	病 院	部、局、課、室及び附属診療所等	室、班及び係
精神医療センター	略		精神医療センター	略	
島原病院	医療局	栄養班	島原病院	医療局	栄養班
	薬局			薬局	
	総合医療支援センター	地域医療連携室 入院支援室 医療相談室		総合医療支援センター	地域医療連携室 医療相談室
	がん診療センター	外来薬物療法センター 緩和ケアセンター 院内がん登録室		がん診療センター	外来薬物療法センター 緩和ケアセンター 院内がん登録室

	医療安全管理室	医療安全管理班 感染管理 対策班		医療安全管理室	医療安全管理班 感染管理 対策班
	診療情報管理室			診療情報管理室	
	看護部			看護部	
	事務部 総務課	総務係 財務係 医事係		事務部 総務課	総務係 財務係 医事係
五島中央 病院	略				
富江病院	略				
上五島病 院	略				
対馬病院	医療局			医療局	
	診療技術部			診療技術部	
	看護部			看護部	
	診療支援部			診療支援部	
	医療情報部			医療情報部	
	医療安全管理室			医療安全管理室	
	事務部 総務課	総務係 財務係 医事係		事務部 総務課	総務係 財務係 施設管理 係 医事係
	医療相談室			医療相談室	
上対馬病 院		総務係 医事係 新病院建 設推進室		上対馬病 院	総務係 医事係
壱岐病院	略				

(職種上の職)

第10条 職員の職種上の職は、次の表に掲げるとおりとする。

職種上の職	区 分
主事 精神保健福祉士 公 認心理師 医師 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査 技師 衛生検査技師 臨床 工学技士 理学療法士 作 業療法士 言語聴覚士 管 理栄養士 栄養士 保健師 助産師 看護師 准看護 師 医療技師 看護師 介 護福祉士	上司の命を受け、事務、技 術を処理する。
調理員	上司の命を受け、労務を処 理する。

(職種上の職)

第10条 職員の職種上の職は、次の表に掲げるとおりとする。

職種上の職	区 分
主事 精神保健福祉士 公 認心理師 医師 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査 技師 衛生検査技師 臨床 工学技士 理学療法士 作 業療法士 言語聴覚士 管 理栄養士 栄養士 保健師 助産師 看護師 准看護 師 医療技師 看護師	上司の命を受け、事務、技 術を処理する。
調理員	上司の命を受け、労務を処 理する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年3月29日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団管理規程第6号

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団財務規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(企業出納員の引継事務)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) その所掌に係る諸帳簿の表紙の裏面に引継年月日を記載し、前任者及び後任者がそれぞれ記名すること。</p> <p>(2) <u>現金出納簿(様式第10号)、預金出納簿(様式第10号の2)</u>、発令の日の前日で締め切り、合計額を記入すること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、前任者は、企業出納員事務引継書(様式第1号)3通を作成し、引き継ぐべき現金、固定資産その他の物品及び有価証券並びに帳簿その他証拠書類と対照して、後任者に受け渡しをした後、前任者及び後任者がそれぞれ記名して各1通を保存し、残りの1通を所属長に提出しなければならない。</p>	<p>(企業出納員の事務引継)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) その所掌に係る諸帳簿の表紙の裏面に引継年月日を記載し、前任者及び後任者がそれぞれ記名押印すること。</p> <p>(2) <u>現金・預金出納簿(様式第10号)</u>については、発令の日の前日で締め切り、合計額を記入すること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、前任者は、企業出納員事務引継書(様式第1号)3通を作成し、引き継ぐべき現金、固定資産その他の物品及び有価証券並びに帳簿その他証拠書類と対照して、後任者に受け渡しをした後、前任者及び後任者がそれぞれ記名押印して各1通を保存し、残りの1通を所属長に提出しなければならない。</p>
<p>(伝票の種類)</p> <p>第13条 伝票の種類は、調定兼収入伝票(様式第3号)、収入伝票(様式第3号の2)、支出負担行為兼支払伝票(様式第5号)、支払伝票(様式第6号)、振替伝票(様式第7号)、<u>付替伝票(様式第7号の2)</u>とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 付替伝票は、本部と病院との間の取引について発行する。</u></p> <p><u>5 振替伝票は、前3項に規定する取引以外の取引について発行する。</u></p>	<p>(伝票の種類)</p> <p>第13条 伝票の種類は、調定兼収入伝票(様式第3号)、収入伝票(様式第3号の2)、支出負担行為兼支払伝票(様式第5号)、支払伝票(様式第6号)、振替伝票(様式第7号)、<u>調定兼振替伝票(様式第7号の2)及び支出負担行為兼振替伝票(様式第7号の3)</u>とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。</u></p>
<p>(帳簿の種類及び保管)</p> <p>第15条 企業団の業務に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備えなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 現金出納簿(様式第10号)</u></p> <p><u>(4) 預金出納簿(様式第10号の2)</u></p> <p><u>(5) 貯蔵品出納簿(様式第11号)</u></p> <p><u>(6) 備品整理簿(様式第12号)</u></p> <p><u>(7) 固定資産台帳(様式第13号)</u></p> <p><u>(8) 起債台帳(様式第14号)</u></p> <p><u>(9) 借入金台帳(様式第15号)</u></p> <p><u>(10) 投資有価証券台帳(様式第16号)</u></p> <p><u>(11) 未払金(未払費用)整理簿(様式第17号)</u></p> <p><u>(12) 未収金(未収収益)整理簿(様式第18号)</u></p> <p><u>(13) 預り金(預り有価証券)整理簿(様式第19号)</u></p> <p><u>(14) 経過勘定管理台帳(様式第20号)</u></p>	<p>(帳簿の種類及び保管)</p> <p>第15条 企業団の業務に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備えなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 現金・預金出納簿(様式第10号)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 貯蔵品出納簿(様式第11号)</u></p> <p><u>(5) 備品整理簿(様式第12号)</u></p> <p><u>(6) 固定資産台帳(様式第13号)</u></p> <p><u>(7) 企業債台帳(様式第14号)</u></p> <p><u>(8) 借入金台帳(様式第15号)</u></p> <p><u>(9) 投資有価証券台帳(様式第16号)</u></p> <p><u>(10) 未払金(未払費用)整理簿(様式第17号)</u></p> <p><u>(11) 未収金(未収収益)整理簿(様式第18号)</u></p> <p><u>(12) 預り金(預り有価証券)整理簿(様式第19号)</u></p> <p><u>(13) 前払金等整理簿(様式第20号)</u></p>
<p>(付替処理)</p> <p>第20条 本部と病院との間の取引は、<u>付替伝票(様式第7号の2)</u>もしくは勘定付替通知書(様式第21号)により行わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(付替処理)</p> <p>第20条 本部と病院との間の取引は、勘定付替通知書(様式第21号)により行わなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(収入の調定)</p> <p>第21条 所属長は、業務に係る収入を収納しようとするときは、<u>調定書(様式第2号)</u>により、直ちに調定しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(収入の調定)</p> <p>第21条 所属長は、業務に係る収入を収納しようとするときは、<u>収入調定書(様式第2号)</u>により、直ちに調定しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(領収書の交付)</p>	<p>(領収書の交付)</p>

<p>第24条 企業出納員又は現金取扱員は、現金を収納したときは、直ちに、納入者に対して領収書（様式第26号、様式第28号、様式第29号、様式第30号、様式第31号、様式第32号、様式第33号、様式第34号、様式第35号、様式第36号、様式第37号又は様式第38号）を交付しなければならない。この場合において企業出納員又は現金取扱員は、当該領収書にそれぞれの領収印（様式第39号）を押印しなければならない。ただし、現金取扱員は臨戸徴収を行う場合に限り、領収書を発行できるものとする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>第24条 企業出納員又は現金取扱員は、現金を収納したときは、直ちに、納入者に対して領収書（様式第26号、様式第28号、様式第29号又は様式第30号）を交付しなければならない。この場合において企業出納員又は現金取扱員は、当該領収書にそれぞれの領収印（様式第31号）を押印しなければならない。ただし、現金取扱員は臨戸徴収を行う場合に限り、領収書を発行できるものとする。</p> <p>2～5 略</p>
<p>（収納金の取扱い）</p> <p>第25条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、現金収納報告書（様式第40号）及び次の各号に掲げるものを添えて、現金をその日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その翌日（その翌日が休日等の場合は、当該休日等の翌日）に引き継ぐことができる。</p> <p>(1) 前条第1項の場合領収書原符（様式第26号）又は領収書控（様式第28号、様式第29号、様式第30号、様式第31号、様式第32号、様式第33号、様式第34号、様式第35号、様式第36号、様式第37号又は様式第38号）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現金取扱員は、現金を遠隔地等で収納し、又は収納した現金が相当の額に達するときは、当該現金を現金払込書（様式第41号）により直接出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預け入れることができる。この場合において、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が発行する領収済通知書（様式第42号）をもって、現金取扱員が企業出納員に引き継ぐべき現金に代えるものとする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>（収納金の取扱い）</p> <p>第25条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、現金収納報告書（様式第32号）及び次の各号に掲げるものを添えて、現金をその日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その翌日（その翌日が休日等の場合は、当該休日等の翌日）に引き継ぐことができる。</p> <p>(1) 前条第1項の場合領収書原符（様式第26号）又は領収書控（様式第28号、様式第29号又は様式第30号）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現金取扱員は、現金を遠隔地等で収納し、又は収納した現金が相当の額に達するときは、当該現金を現金払込書（様式第33号）により直接出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預け入れることができる。この場合において、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が発行する領収済通知書（様式第34号）をもって、現金取扱員が企業出納員に引き継ぐべき現金に代えるものとする。</p> <p>3～5 略</p>
<p>（過誤納金の還付）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の確認をしたときは、過誤納金還付書（様式第43号）を作成し、納入義務者にその旨通知するとともに、支出の手続により還付しなければならない。この場合において、当該過納金又は誤納金の発生が企業団の責に帰すべき理由によるときは、納入義務者からの請求書は徴しないものとする。</p>	<p>（過誤納金の還付）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の確認をしたときは、過誤納金返還調書（様式第35号）を作成し、納入義務者にその旨通知するとともに、支出の手続により還付しなければならない。この場合において、当該過納金又は誤納金の発生が企業団の責に帰すべき理由によるときは、納入義務者からの請求書は徴しないものとする。</p>
<p>（小切手の納付ができる区域）</p> <p>第28条 公令第21条の3第1項第1号に規定する企業長が定める区域は、<u>全国</u>とする。</p>	<p>（小切手の納付ができる区域）</p> <p>第28条 公令第21条の3第1項第1号に規定する企業長が定める区域は、<u>長崎県内であって、受取人たる企業出納員又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関の所在地の市町の区域</u>とする。</p>
<p>（支払拒絶証券の処理）</p> <p>第30条 収納取扱金融機関は、納入された証券を呈示期間又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちに、その支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書（様式第45号）により通知しなければならない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちに、当該取り消した旨を出納取扱金融機関に通知</p>	<p>（支払拒絶証券の処理）</p> <p>第30条 収納取扱金融機関は、納入された証券を呈示期間又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちに、その支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書（様式第36号）により通知しなければならない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちに、当該取り消した旨を出納取扱金融機関に通知</p>

<p>しなければならない。 2～6 略</p>	<p>しなければならない。 2～6 略</p>
<p>(不納欠損処分) 第31条 所属長は、未収金のうち時効等により債権が消滅した場合又は法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄した場合は、<u>不納欠損処分調書(様式第46号)</u>により、企業長の承認を受けなければならない。 2 前項の承認に基づき、企業出納員は、振替伝票を発行するとともに、収入・支出予算執行計画整理簿(様式第8号)、未収金(未収収益)整理簿(様式第18号)及び<u>調定書(様式第2号)</u>に記帳しなければならない。</p>	<p>(不納欠損処分) 第31条 所属長は、未収金のうち時効等により債権が消滅した場合又は法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄した場合は、<u>不納欠損処分調書(様式第37号)</u>により、企業長の承認を受けなければならない。 2 前項の承認に基づき、企業出納員は、振替伝票を発行するとともに、収入・支出予算執行計画整理簿(様式第8号)、未収金(未収収益)整理簿(様式第18号)及び<u>収入調定書(様式第2号)</u>に記帳しなければならない。</p>
<p>(支払の手続) 第32条の4 略 2及び3 略 4 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、これらをまとめて1枚の支払伝票を発行することができる。 5 略</p>	<p>(支払の手続) 第32条の4 略 2及び3 略 4 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、これらをまとめて1枚の支払伝票を発行することができる。<u>この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした複数取引内訳書(様式第38号)を添えなければならない。</u> 5 略</p>
<p>(資金前渡) 第35条 略 2 略 3 資金前渡をしたときは、<u>経過勘定管理台帳(様式第20号)</u>に記帳し、<u>資金前渡確認書(様式第47号)</u>を徴求しなければならない。但し、<u>資金前渡確認書の徴求は現金により支出した場合に限る。</u></p>	<p>(資金前渡) 第35条 略 2 略 3 資金前渡をしたときは、<u>前払金等整理簿(様式第20号)</u>に記帳しなければならない。</p>
<p>(前渡資金の精算) 第37条 前条第2項の資金前渡職員は、前渡を受けた資金に係る用務終了後7日以内に<u>資金前渡精算書(様式第47号の2)</u>を作成し、これに証拠となる書類を添えて所属長に提出しなければならない。この場合において、残金があるときは第43条の規定に準じて、直ちに戻入の手続きをとらなければならない。 2 前項の規定による資金前渡精算書の提出があったときは、企業出納員は、振替伝票を発行するとともに、<u>経過勘定管理台帳(様式第20号)</u>及び<u>収入・支出予算執行計画整理簿(様式第8号)</u>に記帳しなければならない。</p>	<p>(前渡資金の精算) 第37条 前条第2項の資金前渡職員は、前渡を受けた資金に係る用務終了後7日以内に<u>資金前渡精算書(様式第39号)</u>を作成し、これに証拠となる書類を添えて所属長に提出しなければならない。この場合において、残金があるときは第43条の規定に準じて、直ちに戻入の手続きをとらなければならない。 2 前項の規定による資金前渡精算書の提出があったときは、企業出納員は、振替伝票を発行するとともに、<u>前払金等整理簿(様式第20号)</u>及び<u>収入・支出予算執行計画整理簿(様式第8号)</u>に記帳しなければならない。</p>
<p>(概算払) 第38条 略 2 略 3 概算払の精算その他の手続きについては、資金前渡の例による。ただし、旅費の概算払については、長崎県病院企業団職員の旅費に関する規程(平成21年長崎県病院企業団管理規程第19号)に定める期間内に、同規程別表第1に定める旅行命令簿を整理することにより、<u>経過勘定管理台帳(様式第20号)</u>の記帳及び<u>資金前渡確認書(様式第47号)</u>、<u>資金前渡精算書(様式第47号の2)</u>の作成に代えるものとする。</p>	<p>(概算払) 第38条 略 2 略 3 概算払の精算その他の手続きについては、資金前渡の例による。ただし、旅費の概算払については、長崎県病院企業団職員の旅費に関する規程(平成21年長崎県病院企業団管理規程第19号)に定める期間内に、同規程別表第1に定める旅行命令簿を整理することにより、<u>前払金等整理簿(様式第20号)</u>の記帳及び<u>資金前渡精算書(様式第39号)</u>の作成に代えるものとする。</p>
<p>(隔地払) 第40条 企業出納員は、公令第21条の9第1項の規定により隔地の債権者に支払いをしようとする場合は、当該債権者</p>	<p>(隔地払) 第40条 企業出納員は、公令第21条の9第1項の規定により隔地の債権者に支払いをしようとする場合は、当該債権者</p>

<p>のため最も便利と認める支払場所を指定し、表面余白に「隔地払」の印を押した出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出し、送金依頼書(様式第48号)を添え、送金の手続きをさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により隔地払を行ったときは、送金通知書(様式第49号)を債権者に送達しなければならない。</p> <p>3～6 略</p>	<p>者のため最も便利と認める支払場所を指定し、表面余白に「隔地払」の印を押した出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出し、送金依頼書(様式第40号)を添え、送金の手続きをさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により隔地払を行ったときは、送金通知書(様式第41号)を債権者に送達しなければならない。</p> <p>3～6 略</p>
<p>(口座振替)</p> <p>第41条 公令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は出納取扱金融機関と為替取引のある銀行等に預金口座を設けている債権者から口座振替の申出があったときは、表面余白に「口座振替」の印を押した出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出し、口座振替依頼書(様式第50号又は様式第51号)を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(口座振替)</p> <p>第41条 公令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は出納取扱金融機関と為替取引のある銀行等に預金口座を設けている債権者から口座振替の申出があったときは、表面余白に「口座振替」の印を押した出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出し、口座振替依頼書(様式第42号又は様式第43号)を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(領収書等の徴収)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 領収書を徴することができない事情があるときは、当該職員においてその理由を明らかにした支払証明書(様式第52号)を作成してこれに代えることができる。</p>	<p>(領収書等の徴収)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 領収書を徴することができない事情があるときは、当該職員においてその理由を明らかにした支払証明書(様式第44号)を作成してこれに代えることができる。</p>
<p>(過誤払金の戻入)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 前項の確認をしたときは、戻入書(様式第44号)を作成し、直ちに収入の手続により返納義務者に返納通知書(様式第53号)又は納入通知書を送達し、返納させなければならない。この場合において、返納義務者に送達する納入通知書には、その表面余白に「返納金」と朱記するものとする。</p>	<p>(過誤払金の戻入)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 前項の確認をしたときは、過誤払金返納調書(様式第35号)を作成し、直ちに収入の手続により返納義務者に返納通知書(様式第45号)又は納入通知書を送達し、返納させなければならない。この場合において、返納義務者に送達する納入通知書には、その表面余白に「返納金」と朱記するものとする。</p>
<p>(小切手用紙の検査)</p> <p>第49条 企業出納員は、小切手振出簿(様式第54号)を備え、小切手発行のつど小切手帳の用紙枚数、小切手帳の振出枚数、小切手帳の廃棄枚数及び残存枚数その他記載事項に該当する事実と相違ないか確認しなければならない。</p>	<p>(小切手用紙の検査)</p> <p>第49条 企業出納員は、小切手振出簿(様式第46号)を備え、小切手発行のつど小切手帳の用紙枚数、小切手帳の振出枚数、小切手帳の廃棄枚数及び残存枚数その他記載事項に該当する事実と相違ないか確認しなければならない。</p>
<p>(小切手等を亡失したときの取扱い)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 債権者は、送金通知書を亡失したときは、送金通知書・過誤納金返還通知書亡失(き損)届(様式第43号の2)に支払先の出納取扱金融機関の未払証明書を添えて、送金通知書を発した企業出納員に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(小切手等を亡失したときの取扱い)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 債権者は、送金通知書を亡失したときは、送金通知書・過誤納金返還通知書亡失(き損)届(様式第35号の2)に支払先の出納取扱金融機関の未払証明書を添えて、送金通知書を発した企業出納員に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(小切手等の支払期限)</p> <p>第57条 略</p> <p>2 出納取扱金融機関は、前項の支払期間を経過したものがあるときは、小切手等失効調書(様式第55号)をもって企業出納員に報告しなければならない。</p>	<p>(小切手等の支払期限)</p> <p>第57条 略</p> <p>2 出納取扱金融機関は、前項の支払期間を経過したものがあるときは、小切手等失効調書(様式第47号)をもって企業出納員に報告しなければならない。</p>
<p>(小切手の償還)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 企業出納員は、その発行に係る送金通知書の発行の日から1年を経過した後、当該送金通知書の所持人から支払の請求があったときは、支払請求書に当該送金通知書(亡失したときは、送金通知書・過誤納金返還通知書亡失(き</p>	<p>(小切手の償還)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 企業出納員は、その発行に係る送金通知書の発行の日から1年を経過した後、当該送金通知書の所持人から支払の請求があったときは、支払請求書に当該送金通知書(亡失したときは、送金通知書・過誤納金返還通知書亡失(き</p>

<p>損)届(様式第43号の2))を添えて提出させなければならない。 4 略</p>	<p>損)届(様式第35号の2))を添えて提出させなければならない。 4 略</p>
<p>(預り金等の受入れ) 第59条 企業出納員は、保証金その他企業団の収入に属さない現金又は有価証券を受け入れようとするときは、預り金(預り有価証券)受入調書(様式第56号)により所属長の決裁を受けて預り金(預り有価証券)整理簿及び現金預金出納簿に記帳したうえ、預り金にあつては現金払込書により出納取扱金融機関に払い込み、預り有価証券にあつては安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。 2及び3 略</p>	<p>(預り金等の受入れ) 第59条 企業出納員は、保証金その他企業団の収入に属さない現金又は有価証券を受け入れようとするときは、預り金(預り有価証券)受入調書(様式第48号)により所属長の決裁を受けて預り金(預り有価証券)整理簿及び現金預金出納簿に記帳したうえ、預り金にあつては現金払込書により出納取扱金融機関に払い込み、預り有価証券にあつては安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。 2及び3 略</p>
<p>(預り金等の払出し) 第60条 企業出納員は、預り金等を払い出す場合は、預り金(預り有価証券)払出調書(様式第57号)によるものとし、預り金(預り有価証券)整理簿及び現金出納簿又は現金預金出納簿に記帳し、払出しの手続きをとらなければならない。 2 略</p>	<p>(預り金等の払出し) 第60条 企業出納員は、預り金等を払い出す場合は、預り金(預り有価証券)払出調書(様式第49号)によるものとし、預り金(預り有価証券)整理簿及び現金預金出納簿に記帳し、払出しの手続きをとらなければならない。 2 略</p>
<p>(購入) 第65条 たな卸資産は、予算に定めるたな卸資産の購入限度額の範囲内において必要に応じ、物品請求及び購入書(様式第58号)又は次の各号に掲げる事項を記載した文書によって所属長の決裁を受けて購入するものとする。 (1)～(5) 略 2 略</p>	<p>(購入) 第65条 たな卸資産は、予算に定めるたな卸資産の購入限度額の範囲内において必要に応じ、物品請求及び購入書(様式第50号)又は次の各号に掲げる事項を記載した文書によって所属長の決裁を受けて購入するものとする。 (1)～(5) 略 2 略</p>
<p>(実地たな卸) 第79条 略 2 略 3 企業出納員は、前2項の規定により実地たな卸を行った場合は、その結果に基づいてたな卸表(様式第59号)を作成しなければならない。</p>	<p>(実地たな卸) 第79条 略 2 略 3 企業出納員は、前2項の規定により実地たな卸を行った場合は、その結果に基づいてたな卸表(様式第51号)を作成しなければならない。</p>
<p>(予算の令達等) 第112条 総務部長は、執行すべき収入支出予算について、病院長に対し、収入予算にあつては収入予算通知書(様式第60号)によって通知し、支出予算にあつては支出予算のうちから支出予算令達書(様式第61号)により令達しなければならない。</p>	<p>(予算の令達等) 第112条 総務部長は、執行すべき収入支出予算について、病院長に対し、収入予算にあつては収入予算通知書(様式第52号)によって通知し、支出予算にあつては支出予算のうちから支出予算令達書(様式第53号)により令達しなければならない。</p>
<p>(予算の流用及び予備費使用) 第113条 総務部長は、予算の執行において必要がある場合は、予算流用計算書(様式第62号)により、企業長の承認を受けて、各目、各節の金額を相互に流用することができる。ただし、減価償却費、たな卸資産減耗費、その他現金の支出を伴わない経費については、これを流用することができない。 2 略</p>	<p>(予算の流用及び予備費使用) 第113条 総務部長は、予算の執行において必要がある場合は、予算流用計算書(様式第54号)により、企業長の承認を受けて、各目、各節の金額を相互に流用することができる。ただし、減価償却費、たな卸資産減耗費、その他現金の支出を伴わない経費については、これを流用することができない。 2 略</p>
<p>(弾力条項の適用) 第114条 所属長は、公法第24条第3項の規定により、予算に定める金額を超えて支出する必要があるときは、予算超過支出計算書(様式第63号)により、企業長の承認を受けなければならない。</p>	<p>(弾力条項の適用) 第114条 所属長は、公法第24条第3項の規定により、予算に定める金額を超えて支出する必要があるときは、予算超過支出計算書(様式第55号)により、企業長の承認を受けなければならない。</p>
<p>(検査の実施) 第122条 第120条第1項の検査は毎事業年度1回以上行うも</p>	<p>(検査の実施) 第122条 第120条第1項の検査は毎月1回行うものとする。</p>

<p>のとする。 2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>(予定価格) 第131条 契約担任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。<u>（様式第64号又は様式第65号）</u>）を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。 2～4 略</p>	<p>(予定価格) 第131条 契約担任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。<u>（様式第56号又は様式第57号）</u>）を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。 2～4 略</p>
<p>(随意契約の手続) 第141条の2 略 (1)～(4) 略 2 地令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結したときは、速やかに、当該契約ごとに随意契約内容一覧表<u>（様式第65号の2）</u>を作成し、これを公表しなければならない。</p>	<p>(随意契約の手続) 第141条の2 略 (1)～(4) 略 2 地令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結したときは、速やかに、当該契約ごとに随意契約内容一覧表<u>（様式第57号の2）</u>を作成し、これを公表しなければならない。</p>
<p>(履行遅滞に対する違約金) 第149条 契約担任者は、請負者等の履行遅滞があったときは、次の各号に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、その契約及び取引上の社会通念に照らして契約の相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。 (1) 建設工事契約金額に対し、<u>契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）</u> (2) 物件の購入未納部分の代金に対し、<u>財務大臣が決定する率</u> (3) 略 2 略</p>	<p>(履行遅滞に対する違約金) 第149条 契約担任者は、請負者等の履行遅滞があったときは、次の各号に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、その契約及び取引上の社会通念に照らして契約の相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。 (1) 建設工事契約金額に対し<u>年2.5パーセント</u> (2) 物件の購入未納部分の代金に対し<u>年2.5パーセント</u> (3) 略 2 略</p>
<p>(解除に伴う措置) 第152条の3 契約担任者は、第152条及び前条の規定により契約を解除しようとするときは、<u>契約解除通知書（様式第66号）</u>によりその旨を契約の相手方に通知しなければならない。 2 略</p>	<p>(解除に伴う措置) 第152条の3 契約担任者は、第152条及び前条の規定により契約を解除しようとするときは、<u>契約解除通知書（様式第58号）</u>によりその旨を契約の相手方に通知しなければならない。 2 略</p>
<p>(契約の変更) 第153条 契約担任者は、契約内容を変更しようとするときは、<u>契約変更申込書（様式第67号）</u>により請負者等に申し込むものとする。 2 請負者等は、前項の申込みがあった場合、異議がないときは、速やかに、<u>契約変更請書（様式第68号）</u>を契約担任者に提出しなければならない。</p>	<p>(契約の変更) 第153条 契約担任者は、契約内容を変更しようとするときは、<u>契約変更申込書（様式第59号）</u>により請負者等に申し込むものとする。 2 請負者等は、前項の申込みがあった場合、異議がないときは、速やかに、<u>契約変更請書（様式第60号）</u>を契約担任者に提出しなければならない。</p>
<p>(契約の中止) 第154条 契約担任者は、工事に係る契約であって、当該工事を一時中止しようとするときは、<u>工事中止通知書（様式第69号）</u>により請負者等に通知するものとする。 2 略 3 契約担任者は、工事の一時中止を解除しようとするときは、<u>工事中止解除通知書（様式第70号）</u>により請負者等に通知するものとする。</p>	<p>(契約の中止) 第154条 契約担任者は、工事に係る契約であって、当該工事を一時中止しようとするときは、<u>工事中止通知書（様式第61号）</u>により請負者等に通知するものとする。 2 略 3 契約担任者は、工事の一時中止を解除しようとするときは、<u>工事中止解除通知書（様式第62号）</u>により請負者等に通知するものとする。</p>
<p>(工期又は納期の延長)</p>	<p>(工期又は納期の延長)</p>

<p>第155条 請負者等は、正当な理由により期限内に工事の完成又は物件の納入ができないときは、速やかに、工期（納期）延長申込書（様式第71号）を契約担任者に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>第155条 請負者等は、正当な理由により期限内に工事の完成又は物件の納入ができないときは、速やかに、工期（納期）延長申込書（様式第63号）を契約担任者に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>（履行の届出）</p> <p>第157条 請負者等は、工事又は製造その他の請負契約の履行が完了したときは、速やかに、請負工事にあつては、工事完成通知書（様式第72号）を、物件の買入れその他の契約にあつてはその旨の届書を契約担任者に提出しなければならない。ただし、契約金額が100万円を超えないものについては、これを省略することができる。</p>	<p>（履行の届出）</p> <p>第157条 請負者等は、工事又は製造その他の請負契約の履行が完了したときは、速やかに、請負工事にあつては、工事完成通知書（様式第64号）を、物件の買入れその他の契約にあつてはその旨の届書を契約担任者に提出しなければならない。ただし、契約金額が100万円を超えないものについては、これを省略することができる。</p>
<p>（監督又は検査）</p> <p>第158条 地法第234条の2第1項の規定による監督又は検査は、契約担任者が、自ら又は職員に命じて行うものとする。この場合において、契約担任者は、検査職員には検査命令書（様式第73号）を携行させなければならない。</p>	<p>（監督又は検査）</p> <p>第158条 地法第234条の2第1項の規定による監督又は検査は、契約担任者が、自ら又は職員に命じて行うものとする。この場合において、契約担任者は、検査職員には検査命令書（様式第65号）を携行させなければならない。</p>
<p>（検査職員の一般的職務）</p> <p>第160条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 検査職員は、検査の結果、手直し等をさせる必要があると認めたとときは、工事手直し指示書（様式第74号）により、請負者等に適正な履行を求めなければならない。この場合において、請負者等は、手直し等が完了したときは、第157条の規定に準じて完成届を提出しなければならない。</p> <p>5 検査職員は、検査を完了したときは、速やかに、検査調書（様式第75号）（物件の購入の場合は、検収調書（様式第76号）以下同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>6及び7 略</p>	<p>（検査職員の一般的職務）</p> <p>第160条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 検査職員は、検査の結果、手直し等をさせる必要があると認めたとときは、工事手直し指示書（様式第66号）により、請負者等に適正な履行を求めなければならない。この場合において、請負者等は、手直し等が完了したときは、第157条の規定に準じて完成届を提出しなければならない。</p> <p>5 検査職員は、検査を完了したときは、速やかに、検査調書（様式第67号）（物件の購入の場合は、検収調書（様式第68号）以下同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>6及び7 略</p>
<p>（引渡し）</p> <p>第161条 契約担任者は、工事に係る契約の完成検査の結果、合格と認めたとときは、7日以内に請負者等に工事完成確認書（様式第77号）を交付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（引渡し）</p> <p>第161条 契約担任者は、工事に係る契約の完成検査の結果、合格と認めたとときは、7日以内に請負者等に工事完成確認書（様式第69号）を交付しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>（伝票等の様式）</p> <p>第165条 次の各号に掲げる伝票等の様式は、公則第10章の規定によるもののほか、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 企業出納員事務引継書 様式第1号</p> <p>(2) 調定書 様式第2号</p> <p>(3) 調定兼収入伝票 様式第3号</p> <p>(4) 収入伝票 様式第3号の2</p> <p>(5) 支出負担行為書 様式第4号</p> <p>(6) 支出負担行為兼支払伝票 様式第5号</p> <p>(7) 支払伝票 様式第6号</p> <p>(8) 振替伝票 様式第7号</p> <p>(9) 付替伝票 様式第7号の2</p> <p>（削除）</p> <p>(10) 収入・支出予算執行計画整理簿 様式第8号</p> <p>(11) 総勘定元帳 様式第9号</p> <p>(12) 現金出納簿 様式第10号</p> <p>(13) 預金出納簿 様式第10号の2</p> <p>(14) 貯蔵品出納簿 様式第11号</p> <p>(15) 備品整理簿 様式第12号</p>	<p>（伝票等の様式）</p> <p>第165条 次の各号に掲げる伝票等の様式は、公則第10章の規定によるもののほか、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 企業出納員事務引継書 様式第1号</p> <p>(2) 収入調定書 様式第2号</p> <p>(3) 調定兼収入伝票 様式第3号</p> <p>(4) 収入伝票 様式第3号の2</p> <p>(5) 支出負担行為書 様式第4号</p> <p>(6) 支出負担行為兼支払伝票 様式第5号</p> <p>(7) 支払伝票 様式第6号</p> <p>(8) 振替伝票 様式第7号</p> <p>(9) 調定兼振替伝票 様式第7号の2</p> <p>(10) 支出負担行為兼振替伝票 様式第7号の3</p> <p>(11) 収入・支出予算執行計画整理簿 様式第8号</p> <p>(12) 総勘定元帳 様式第9号</p> <p>(13) 現金・預金出納簿 様式第10号</p> <p>（新設）</p> <p>(14) 貯蔵品出納簿 様式第11号</p> <p>(15) 備品整理簿 様式第12号</p>

(16) 固定資産台帳 様式第13号	(16) 固定資産台帳 様式第13号
(17) 起債台帳 様式第14号	(17) 企業債台帳 様式第14号
(18) 借入金台帳 様式第15号	(18) 借入金台帳 様式第15号
(19) 投資有価証券台帳 様式第16号	(19) 投資有価証券台帳 様式第16号
(20) 未払金（未払費用）整理簿 様式第17号	(20) 未払金（未払費用）整理簿 様式第17号
(21) 未収金（未収収益）整理簿 様式第18号	(21) 未収金（未収収益）整理簿 様式第18号
(22) 預り金（預り有価証券）整理簿 様式第19号	(22) 預り金（預り有価証券）整理簿 様式第19号
(23) 経過勘定管理台帳 様式第20号	(23) 前払金等整理簿 様式第20号
(24) 勘定付替通知書 様式第21号	(24) 勘定付替通知書 様式第21号
(25) 納入通知書 様式第22号乃至第25号	(25) 納入通知書 様式第22号乃至第25号
(26) 領収書 様式第26号乃至第38号	(26) 領収書 様式第26号乃至第30号
(27) 領収印 様式第39号	(27) 領収印 様式第31号
(28) 現金収納報告書 様式第40号	(28) 現金収納報告書 様式第32号
(29) 現金払込書 様式第41号	(29) 現金払込書 様式第33号
(30) 領収済通知書 様式第42号	(30) 領収済通知書 様式第34号
(31) 過誤納金還付書 様式第43号	(31) 過誤払（納）金返納（還）調書 様式第35号
(32) 送金通知書・過誤納金返還通知書亡失（き損）届様式第43号の2	(32) 送金通知書・過誤納金返還通知書亡失（き損）届様式第35号の2
(33) 戻入書 様式44号	(新設)
(34) 証券還付通知書 様式第45号	(33) 証券還付通知書 様式第36号
(35) 不納欠損処分調書 様式第46号	(34) 不納欠損処分調書 様式第37号
(削除)	(35) 複数取引内訳書 様式第38号
(36) 資金前渡確認書 様式第47号	(新設)
(37) 資金前渡精算書 様式第47号の2	(36) 資金前渡精算書 様式第39号
(38) 送金依頼書 様式第48号	(37) 送金依頼書 様式第40号
(39) 送金通知書 様式第49号	(38) 送金通知書 様式第41号
(40) 口座振替依頼書 様式第50号乃至第51号	(39) 口座振替依頼書 様式第42号乃至第43号
(41) 支払証明書 様式第52号	(40) 支払証明書 様式第44号
(42) 返納通知書 様式第53号	(41) 返納通知書 様式第45号
(43) 小切手振出簿 様式第54号	(42) 小切手振出簿 様式第46号
(44) 小切手等失効調書 様式第55号	(43) 小切手等失効調書 様式第47号
(45) 預り金（預り有価証券）受入調書 様式第56号	(44) 預り金（預り有価証券）受入調書 様式第48号
(46) 預り金（預り有価証券）払出調書 様式第57号	(45) 預り金（預り有価証券）払出調書 様式第49号
(47) 物品請求及び購入書 様式第58号	(46) 物品請求及び購入書 様式第50号
(48) たな卸表 様式第59号	(47) たな卸表 様式第51号
(49) 収入予算通知書 様式第60号	(48) 収入予算通知書 様式第52号
(50) 支出予算令達書 様式第61号	(49) 支出予算令達書 様式第53号
(51) 予算流用計算書 様式第62号	(50) 予算流用計算書 様式第54号
(52) 予算超過支出計算書 様式第63号	(51) 予算超過支出計算書 様式第55号
(53) 予定価格調書 様式第64号乃至第65号	(52) 予定価格調書 様式第56号乃至第57号
(54) 随意契約内容一覧表 様式第65号の2	(53) 随意契約内容一覧表 様式第57号の2
(55) 契約解除通知書 様式第66号	(54) 契約解除通知書 様式第58号
(56) 契約変更申込書 様式第67号	(55) 契約変更申込書 様式第59号
(57) 契約変更請書 様式第68号	(56) 契約変更請書 様式第60号
(58) 工事中止通知書 様式第69号	(57) 工事中止通知書 様式第61号
(59) 工事中止解除通知書 様式第70号	(58) 工事中止解除通知書 様式第62号
(60) 工期（納期）延長申込書 様式第71号	(59) 工期（納期）延長申込書 様式第63号
(61) 工事完成通知書 様式第72号	(60) 工事完成通知書 様式第64号
(62) 検査命令書 様式第73号	(61) 検査命令書 様式第65号
(63) 工事手直し指示書 様式第74号	(62) 工事手直し指示書 様式第66号
(64) 工事完成／出来高検査調書 様式第75号	(63) 工事完成／出来高検査調書 様式第67号
(65) 検収調書 様式第76号	(64) 検収調書 様式第68号
(66) 工事完成確認書 様式第77号	(65) 工事完成確認書 様式第69号
別表第1（第19条関係）	別表第1（第19条関係）

長崎県病院企業団病院事業
勘定科目表
資産、資本、整理、負債勘定

(費用)			
款	項	目	節
病院事業費用	附帯事業費用 (訪問看護ステーション) (居宅介護支援) (老人介護支援センター)	資産減耗費	棚卸資産減耗費 固定資産除却費 リース資産除却費 商品評価損
	(省略)		
(資産)			
款	項	目	節
固定資産	投資その他の資産	投資有価証券 長期貸付金 出資金 基金 退職給付引当金積立金 破産更生債権等 貸倒引当金 長期前払費用 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額 敷金 リサイクル預託金	
	(省略)		
(資本)			
款	項	目	節
資本金 剰余金	(省略) 利益剰余金	減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金	繰越利益剰余金年度末残高 その他未処分利益剰余金変動額 当年度純利益
	(省略)		

長崎県病院企業団病院事業
勘定科目表
資産、資本、整理、負債勘定

(費用)			
款	項	目	節
病院事業費用	附帯事業費用 (訪問看護ステーション) (居宅介護支援) (老人介護支援センター)	資産減耗費	棚卸資産減耗費 固定資産除却費 リース資産除却費
	(省略)		
(資産)			
款	項	目	節
固定資産	投資その他の資産	投資有価証券 長期貸付金 出資金 基金 退職給付引当金積立金 破産更生債権等 貸倒引当金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額 敷金 リサイクル預託金	
	(省略)		
(資本)			
款	項	目	節
資本金 剰余金	(省略) 利益剰余金	減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金	繰越利益剰余金年度末残高 当年度純利益
	(省略)		

様式第1号 (第10条関係)

企業出納員事務引継書

所属名

任免年月日

前任出納員 年 月 日免
後任出納員 年 月 日任

長崎県病院企業団財務規程第10条第2項の規定により、下記のとおり関係書類及び現物を点検のうえ、相違なく引き継ぎました。

年 月 日

前任者 (出納員)
後任者 (出納員)

記

- (1) 帳簿類
 - 年度 総 勘 定 元 帳 冊
 - 〃 収入・支出予算執行計画整理簿 冊
 - 〃 現金・預金出納簿 冊
 - 固定資産台帳 冊
 - 何 々 冊
- (2) 証拠書類
 - 年度 収 入 関 係 書 類 冊
 - 年度 支 出 関 係 書 類 冊
 - 何 々 冊
- (3) 現金等
 - 現 金 円
 - 何 々 銀 行 日 計 表 綴 冊
- (4) 有価証券
 - 小 切 手 帳 冊
 - 何 々
- (5) 物 件
 - 固定資産 (台帳残高のとおり。)
 - たな卸資産 (出納簿、残高のとおり。)
 - 消耗品等 (" ")
 - 何 々
- (6) 懸案事項

様式第1号 (第10条関係)

企業出納員事務引継書

所属名

任免年月日

前任出納員 年 月 日免
後任出納員 年 月 日任

長崎県病院企業団財務規程第10条第2項の規定により、下記のとおり関係書類及び現物を点検のうえ、相違なく引き継ぎました。

年 月 日

前任者 (出納員)
後任者 (出納員)

㊟

記

- (1) 帳簿類
 - 年度 総 勘 定 元 帳 冊
 - 〃 収入・支出予算執行計画整理簿 冊
 - 〃 現金・預金出納簿 冊
 - 固定資産台帳 冊
 - 何 々 冊
- (2) 証拠書類
 - 年度 収 入 関 係 書 類 冊
 - 年度 支 出 関 係 書 類 冊
 - 何 々 冊
- (3) 現金等
 - 現 金 円
 - 何 々 銀 行 日 計 表 綴 冊
- (4) 有価証券
 - 小 切 手 帳 冊
 - 何 々
- (5) 物 件
 - 固定資産 (台帳残高のとおり。)
 - たな卸資産 (出納簿、残高のとおり。)
 - 消耗品等 (" ")
 - 何 々
- (6) 懸案事項

様式第2号 (第21条関係)

年度					No.
決					
算					
調定書 (振替伝票)					
執行機関					
起票日					
収納日					
収納方法					
送付先	円				
送付先	円				
件名					
内訳表					
摘要					
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)	取 引 額 円 控 引 額 %	納 入 額 円		
借方科目		貸方科目			
仕訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)			
債権者	氏名				
摘要					
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)	取 引 額 円 控 引 額 %	納 入 額 円		
借方科目		貸方科目			
仕訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)			
債権者	氏名				

様式第2号 (第21条関係)

収入調定書								
決								
算								
調定日		年月日	調定%					
予								
款	子		取	額	円			
項	目		調	定	額	円		
目	節		調	定	額	円		
節	細		調	定	額	円		
細	節		調	定	額	円		
調定額		金	額	円	合計	取	額	円
件名					備考			
摘要				当	年			
相手方				代	理			
収納予定日		年月日						
記号								
備考								
見当元					見当元			
振込者					振込元			

様式第3号 (第13条関係)

年度					No.
決					
算					
調定兼収入伝票					
執行機関					
起票日					
収納日					
収納方法					
送付先	円				
送付先	円				
件名					
内訳表					
摘要					
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)	取 引 額 円 控 引 額 %	納 入 額 円		
借方科目		貸方科目			
仕訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)			
債権者	氏名				
摘要					
科目	(款) (項) (目) (節) (細節)	取 引 額 円 控 引 額 %	納 入 額 円		
借方科目		貸方科目			
仕訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)			
債権者	氏名				

様式第3号 (第13条関係)

調定兼収入伝票									
決									
算									
収納日		年月日	収納%						
借									
款	借		方	額	円				
項	目		借	方	額	円			
目	節		借	方	額	円			
節	細		借	方	額	円			
細	節		借	方	額	円			
借方		金	額	円	合計	借	方	額	円
件名					備考				
摘要				当	年				
相手方				代	理				
納入通知書		年月日							
記号									
備考									
振込元					振込元				

様式第3号の2 (第13条関係)

年度		No.	
決			
算			
収入伝票			
執行機関			
起算日			
収納日			
収納方法			
課税年度			
課税区分			
課税額計			
円			
内訳表			
納	要		
科	(款) (項) (目) (節) (細節)	収納額	円
仕	借方科目	貸方科目	
訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)	
債	務者 氏名		
納			
科	(款) (項) (目) (節) (細節)	収納額	円
仕	借方科目	貸方科目	
訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)	
債	務者 氏名		

様式第3号の2 (第13条関係)

年度		No.	
決			
算			
収入伝票			
執行機関			
起算日			
収納日			
収納方法			
課税年度			
課税区分			
課税額計			
円			
内訳表			
納	要		
科	(款) (項) (目) (節) (細節)	収納額	円
仕	借方科目	貸方科目	
訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)	
債	務者 氏名		
納			
科	(款) (項) (目) (節) (細節)	収納額	円
仕	借方科目	貸方科目	
訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)	
債	務者 氏名		

様式第4号 (第32条関係)

年度		No.	
決			
算			
支出負担行為書			
執行機関			
起算日			
件名			
内容			
支出予定額計			
円			
消費税額計			
円			
内訳表			
納	要		
科	(款) (項) (目) (節) (細節)	支出予定額	円
仕	借方科目	消費税率	%
訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	消費税額	円
債	消費税率	手算税額	円
務	支払方法		
者	住所 氏名		
	金融機関 預金種別 口座番号		
納			
科	(款) (項) (目) (節) (細節)	支出予定額	円
仕	借方科目	消費税率	%
訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	消費税額	円
債	消費税率	手算税額	円
務	支払方法		
者	住所 氏名		
	金融機関 預金種別 口座番号		

様式第4号 (第32条関係)

年度		No.	
決			
算			
支出負担行為書			
執行機関			
起算日			
件名			
内容			
支出予定額計			
円			
消費税額計			
円			
内訳表			
納	要		
科	(款) (項) (目) (節) (細節)	支出予定額	円
仕	借方科目	消費税率	%
訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	消費税額	円
債	消費税率	手算税額	円
務	支払方法		
者	住所 氏名		
	金融機関 預金種別 口座番号		
納			
科	(款) (項) (目) (節) (細節)	支出予定額	円
仕	借方科目	消費税率	%
訳	(款) (項) (目) (節) (細節)	消費税額	円
債	消費税率	手算税額	円
務	支払方法		
者	住所 氏名		
	金融機関 預金種別 口座番号		

(削除)

様式第7号の3 (第13条関係)

支出金執行為替振替位置

決 算									

選択日 年 月 日 位置

借 方					貸 方				
款					款				
項					項				
目					目				
部					部				
予算	消費税		部門		予算	消費税		部門	

部 分	科 目	金 額	勘定科目別数値及び地方消費税	合 計 金 額
		円	円	円

予 算

款		予 算 額	円
項		支分科目別数値	円
目		支出金執行為替予算額	円
部		支分科目別数値	円
		支出金執行為替予算額	円

備 考

期 間

期 間 表

期 間 表

様式第8号 (第15条関係)

所属

収入・支出予算執行計画整理簿

年 月現在

科目	伝票番号	内訳	摘要	予算額	執行額	予算差引額

様式第8号 (第15条関係)

収入・支出予算執行計画整理簿

科目	区分	摘要	予 算		執行額	予 算 差 引	
			予算額	執行額		差引額	執行額

様式第9号 (第15条関係)

所属

繰越定元帳

年 月 現在

科目	伝票番号	摘要	借方	貸方	借方	貸方	繰越残高

様式第9号 (第15条関係)

繰越定元帳

年 月

科目	区分	相手科目	振 込 / 取 引 先		借 方	貸 方	残 高
			振込	取引先			

様式第10号 (第15条関係)

所属

現金出納簿

年 月 現在

科目	伝票番号	内訳	相手科目/摘要	振込者/口座番号	入金	出金	残高

様式第10号 (第15条関係)

現金・預金出納簿

科目	区分	相手科目	振 込 / 取 引 先		借 方	貸 方	残 高
			振込	取引先			

(富江病院入院用)

(印) 診療費請求書(兼領収書)
※請求時には必ず印鑑を捺印して下さい。
<<大書>>

患者コード 市 県 市
診療科目 年 月 日
氏 名 姓 費用区分 病 床 番 号

診療内	点 数	単 位	診療外	金 額	単 位
診 - 問診料		点	公 費 集 計		円
医 学 管理 等		点	文 書 料		円
採 血 等 検 査 料		点	写 真 料 費		円
薬 費 料		点	健 康 診 断 料		円
注 射 料		点	商 売 診 断 料		円
処 置 料		点	薬 器 調 品 (￥)		円
手 術 料		点	タ リー ニ ン グ 代		円
麻 酔 料		点			円
検 査 料		点	医 務 材 産 品 10%		円
調 理 診 断 料		点	消 費 税 額 10%		円
エ ン ジ ン ジ ャ ン 料		点	運 送 料 産 品 5%		円
調 理 診 断 料		点	担 当 医 費 8%		円
入 院 料		点	合 計 金 額		円
合 計 点 数		点			

食 糧 代		円
給 食 費 小 計		円
食 事 費 要 求		円
食 事 費 其 他		円
医 薬 内 計		円

領 収 金 額

発行日 年 月 日

富 江 病 院

〒850-0001 長崎県佐賀郡富江町立4-2-2
長崎県富江病院

※1部・・・10部です。 ※領収書の複製はいたしません。
※領収書は必ず捺印することありますので大切に保存下さい。
※写真は郵送せずお持ち帰り下さい。

様式第33号 (第24条関係)

(新設)

(富江病院外来用)

診療費請求書(兼領収書)
※請求時には必ず印鑑を捺印して下さい。
<<大書>>

患者コード 市 県 市
診療科目 年 月 日
氏 名 姓 費用区分 病 床 番 号

診療内	点 数	単 位	診療外	金 額	単 位
診 - 問診料		点	公 費 集 計		円
医 学 管理 等		点	文 書 料		円
在 宅 医 療 料		点	写 真 料 費		円
健 康 診 断 料		点	健 康 診 断 料		円
注 射 料		点	商 売 診 断 料		円
採 血 料		点	食 事 代		円
手 術 料		点			円
麻 酔 料		点			円
検 査 料		点			円
調 理 診 断 料		点			円
エ ン ジ ン ジ ャ ン 料		点			円
調 理 診 断 料		点			円
合 計 点 数		点	合 計 金 額		円
			消 費 税 金 等		円

食 糧 代		円
給 食 費 小 計		円
医 薬 内 計		円

領 収 金 額

発行日 年 月 日

富 江 病 院

〒850-0001 長崎県佐賀郡富江町立4-2-2
長崎県富江病院

※1部・・・10部です。 ※領収書の複製はいたしません。
※領収書は必ず捺印することありますので大切に保存下さい。

様式第43号 (第27条、第43条関係)

年度		No.	
決			
裁			
過誤納金還付書			
執行機関		No.	
起票日		還付日	
還付決定日		課税年度	
還付額計	円	消算額計	円
件名		内訳表	
納税者		課税	
科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)	還付額	円
		按区分/税率	%
		消費税額	円
		支払方法	
仕 訳	借方科目	貸方科目	
	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)	
債権者	住 所		
	氏 名		
	金融機関 種 別 口座名義人	口座番号	

様式第35号 (第27条、第43条関係)

(印) (印)
過誤納金返還請求書

先		後	
支出税額	年度 税率% ()	精算金額	年度 税率% ()
科 目		目	
款			
項			
目			
節			
金額		円	
内 訳 表			
氏 名			
住 所			
(印)			
支払請求年月日	年 月 日		
(印)			
既払額		円	
(印)			
返当支払額		円	
(印)			
差引返納額		円	
理由			
備 考			
調書作成年月日	年 月 日		
記 号 者			

様式第44号 (第43条関係)

年度		No.	
決			
裁			
戻入書 (調定書)			
執行機関		支出票番号	
起票日		件名	
内 容			
支払命令日		支払日	
支出税額計	円	支出区分	
正支出額	円	戻入命令日	
還納額計	円	納 期 限	
消費税額計	円		
内 訳 表			
納 税 者		支出票内訳番号	
科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)	支出税額	円
		正支出額	円
		還 納 額	円
		按区分/税率	%
		消費税額	円
仕 訳	借方科目	貸方科目	
	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)	
還納者	氏 名		
納 税 者		支出票内訳番号	
科 目	(款) (項) (目) (節) (細節)	支出税額	円
		正支出額	円
		還 納 額	円
		按区分/税率	%
		消費税額	円
仕 訳	借方科目	貸方科目	
	(款) (項) (目) (節) (細節)	(款) (項) (目) (節) (細節)	
還納者	氏 名		

(新設)

(削除)

様式第38号 (第32条関係)

複数取引内訳書

№	内 訳		
1	相手方 代表者		金 額 円
2	相手方 代表者		金 額 円
3	相手方 代表者		金 額 円
4	相手方 代表者		金 額 円
5	相手方 代表者		金 額 円
6	相手方 代表者		金 額 円
7	相手方 代表者		金 額 円

様式第47号 (第35条関係)

資金前渡確認書

企業出納員 様

資金前渡機関 印

下記用語のため、資金前渡を受けました。
なお、用途終了後7日以内に、資金前渡精算書にて確認いたします。

1. 資金前渡日 年 月 日

2. 金 額 円

3. 目的 (摘要)

(新設)

様式第47号の2 (第37条関係)

資金前渡精算書 (振替伝票)

執行機関
取 引 日
件 名
内 容

支出票番号

支出金合計	円	支出日	年 月 日
入金合計	円	入金日	年 月 日
消戻金合計	円	消戻日	年 月 日
差 引 額	円	差 引 日	年 月 日

内 訳 表

内 訳	債 方 科 目		貸 方 科 目	
	金額	円	金額	円
料 出	(款) (項) (目) (節) (細節)		支出清算 繰上額 控除分/控率 消戻戻金 差 引 額	円 円 円 円 円
仕 訳	(款) (項) (目) (節) (細節)		(款) (項) (目) (節) (細節)	

精 算 者 氏 名

上記のとおり、別紙証拠書類を添えて精算します。

印

企業出納員 様

様式第39号 (第37条関係)

資金前渡精算書

資金前渡機関	送付機関	目的	年 度
			送 付 日 目 納付日 資金前渡 機関印
額	額	安全前渡金額	送付額
円	円	円	円
内			
訳			
上記片と若干別紙証拠書類を添えて精算します。			印
企業出納員 様	送 付 日	用途	資金前渡 金額

様式第25号中「十八・親和銀行」を「十八親和銀行」に改める。

改正前様式第58号、様式第60号、様式第61号、様式第62号、様式第63号、様式第64号、様式第65号、様式第66号及び様式第69号中「市（郡）町（村）地内」を、改正後様式第66号、様式第68号、様式第69号、様式第70号、様式第71号、様式第72号、様式第73号、様式第74号及び様式第77号中「市（郡）町 地内」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

正 誤

令和6年3月22日付け長崎県公報第11300号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
307	22	都市計画課	都市政策課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト